

平成 26 年 8 月 8 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、部局の説明順序については、教育委員会から報告事項が2件ありますことから、教育委員会と警察本部を入れかえて行います。

それでは、お諮りいたします。日程については、先ほど説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を一任いただきました正・副委員長で選定いたしております。委員の皆様には、項目について御了解をお願いしたいと思います。また、室戸市及び安芸市から当委員会が受けた要望についても議題としております。室戸市及び安芸市に対しましては、取りまとめた措置結果等について、当委員会から通知することといたします。

本日の委員会の審査の方法は、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

#### 《総務部》

◎明神委員長 最初に、総務部について行います。まず、総務部長の総括説明を求めます。なお、総務部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小谷総務部長 総括説明に先立ちまして、まず、「職員の酒気帯び運転による懲戒処分について」、御報告を申し上げます。

去る7月3日に危機管理部消防政策課の職員が、酒気帯び運転で検挙されるという事態が発生いたしました。この職員につきましては、7月9日付で懲戒免職処分としたところでございます。このたびの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうことになりました。そのことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。今回の処分を受けまして、所属長が中心となって飲酒運転の根絶に向けました意識、行動を徹底するための話し合い、これを各所属において行うなど、今後このような不祥事が繰り返されることがないように、綱紀の粛正と法令の遵守について改めて全庁に通知したところでございます。いま一度、職員一人一人が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たに、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するように努めてまいります。なお、この件の詳細につきましては、後ほど人事課長のほ

うから説明をさせていただきます。

それでは、総括説明をさせていただきます。

委員の皆様には、総務部が所管しております各県税事務所を調査いただきました。県の行政サービスを支える県税の賦課徴収は、納税者の税務行政に対する信頼があつてこそ成り立つものでございます。そのため、公平・公正な運営が何より大切であり、今後とも適正に取り組んでまいりたいと考えております。詳細につきましては、税務課長から御説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

### 〈税務課〉

◎明神委員長 次に、「税の賦課徴収について」、税務課の説明を求めます。

◎菊地税務課長 今回の出先機関調査におきまして、税の賦課徴収、特に徴収に関する御意見をいただきましたので、御説明を申し上げます。

お手元の税務課と書かれました、赤い見出しの資料の1ページ目をお開きいただければと思います。まず、徴収に関する基本的な考え方について御説明を申し上げます。ページ中ほどのローマ数字Ⅱ「徴収対策について」というところをごらんください。徴収についての基本的な方針と具体的な方策等につきまして、高知県税務運営方針からの抜粋を記載させていただいております。まず、基本的な方針につきましては、そちらに記載しておりますように、早期に滞納整理に着手すること、悪質な滞納者に対して厳正に滞納処分を執行していくことを基本としております。その一方で、生活が困窮しているなど、地方税法に規定する要件に該当する方に対しましては、滞納処分の執行停止を行うなどの納税緩和措置を適正に適用することとしております。

次に、具体的な方策についてでございます。まず、(1)でございますが、各県税事務所ごとに、その実情に即した滞納整理計画を策定いたしまして、県税事務所長を初めとする管理監督者が定期的なヒアリングなどを通じて進捗状況の把握に努め、進行管理を徹底することとしております。また、そうした進行管理を行う中で、生活に困窮しておられる滞納者につきましては、納税の緩和措置について検討がなされることとなっております。次に、(2)と(3)でございますが、困難案件につきましては、滞納者の状況等について十分な調査を行った上で、その調査結果等を踏まえて処理方針を明確化するなど、組織的に対応することとしております。また、税務課からも定期的にヒアリングを行うなど随時必要な支援を行っております。(4)と(5)についてでございますが、職員の専門性の向上につきましては、研修や個別指導、また関係機関との研究会などを通じまして情報交換を行いながら、徴収能力の向上に努めているところでございます。職員研修につきましては、さらに今年度から新たに徴収基礎研修等を実施することとし、その充実に取り組んでおります。最後に(6)でございますが、大口・悪質な滞納者につきましては、搜索によ

る財産調査や差し押さえ、インターネット公売による換価などを行いまして、徹底した滞納整理に努めているところです。

以上が、徴収対策についての基本的な方針でございます。こうした方針で滞納整理に取り組みました結果、ローマ数字の I に戻っていただきまして、平成 25 年度の決算見込みの数字でございますが、調定額が 554 億 700 万円、収入額が 539 億 4,800 万円余り、収入率が現年 99.2%、滞繰 33.8%、合計 97.4%となり、収入率と申しますのは、現年滞繰の合計徴収率のことでございますが、これと不納欠損額、収入未済額のいずれも前年より改善しておるところでございます。

経年での変化をごらんいただくために、別添の資料をおつけしております。3 ページ目をお開きいただければと思います。合計徴収率、自動車税の徴収率は順調に伸びておりますし、個人県民税につきましては、平成 19 年度の税源移譲の影響で一旦下がりましたけれども、平成 23 年度から伸びに転じているところでございます。収入未済額につきましても、税源移譲の影響で一時的な増加がありましたが、減少が続いておるところでございます。これまでの徴収対策の強化により、収入率の向上や収入未済額の減少など、一定の成果があらわれているところではございますが、依然として滞納がなくなったわけではございません。実財源の確保はもとより、納期内に納付いただいた大多数の納税者との公平性を確保する観点からも、引き続き、早期着手と厳正な執行等を基本として滞納整理に当たってまいりたいと考えております。

次に、「児童手当が振り込まれた直後に預金を差し押さえたことを違法とした広島高等裁判所の判決についての高知県の対応及びその経過について」、御説明をいたします。資料の 2 ページをごらんいただければと思います。高知県におきましては、これまでも生存権まで脅かすような税の徴収はあってはならないとの基本的な考え方に基きまして滞納整理を行っているところでございますが、さきの広島高等裁判所判決を受けまして、なおその趣旨を徹底したところでございます。具体的に申し上げますと、まず、平成 25 年 12 月に各県税事務所に対しまして判決の内容を伝達いたしますとともに、判決で示されたものと同様の状況においては、児童手当を原資とする預金債権を差し押さえることは今後とも回避すべきである旨などを税務課発出の事務連絡により伝達をいたしました。

次に、平成 26 年 1 月の総務省自治税務局からの事務連絡、平成 26 年度地方税制度改正、地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についてという事務連絡がございましたので、その内容につきまして、平成 26 年 2 月の県税事務所長会にて各県税事務所に伝達をいたしました。総務省の事務連絡の内容につきましては、徴収対策につきまして悪質な滞納者には厳正に対処する必要があることとする一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分

に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいというものでございました。また、平成 26 年度の高知県税務運営方針では、滞納整理に当たっては、納税者個々の実情を的確に把握する、との内容を明記いたしますとともに、平成 26 年 4 月の県税事務所長会におきまして、納税者個々の具体的な状況に留意した滞納整理につきまして、再度徹底をしたところでございます。なお、議会におきましては、本年 3 月の総務委員会で、委員から広島高等裁判所判決についての御質問があり、生活を破壊してまでの取り立てはあってはならないと肝に銘じていることを税務課長から答弁しておるところでございます。

以上で、税務課からの説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田委員 自動車税の徴収収入率も随分向上しておりますが、将来的には人口が減ってくると、自動車の登録台数自体も減ってくるんじゃないかと巷間ささやかれていますけれども。ことし、県内いろんなところへ回って、いろんな意見をお聞きする中で、高知の御当地ナンバーですよ。今は高知だけですけども、土佐とか、圧倒的に多いのは龍馬というナンバーをつくってくれと。そうすると、全国から高知県の登録台数が殺到するんじゃないか。自動車の登録の税収で随分高知県が潤うんじゃないか。龍馬ナンバーをぜひとも御当地ナンバーで申告すべきだと。これは可能なのかどうなのか、ぜひ御検討いただいて、これから将来減っていく中で、いかに自動車税の税収を確保するかという意味では、なるほどなと思うところもあるわけで、よかったら総務部長でもどちらでも。

◎菊池税務課長 御当地ナンバーについては、県内では日高村と高知市でなされていたかとは思いますが。日高村では、くさか里樹先生のもへの図柄を入れたりだとか、後、高知市でははりまや橋ですとか、それこそ桂浜とあとは龍馬のイラストが入ったものなんかがされていたかと思えます。実際に龍馬ナンバー自体が可能なのか、それを調べてみたいとは思いますが、基本的に市町村からそういう届け出があって、それを県のほうも発表してということで今までやってきたところでございますが、委員からの御提案のことも含めて、また研究してみたいと思えます。

◎浜田委員 富士山というのもありますし、あそこは大きいから全体的な地域の名になるかもわからないですけども、富士山という地域はないので、富士山がいいのなら龍馬もいいのではないかなという思いがしているわけで、龍馬ファンが全国にいる中で、龍馬というナンバーがもしできるならば、全国から殺到しないかと、そんな思いから意見を出させてもらいました。

◎明神委員長 調べてみてください。

ほかにございませんか。

(な し)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

## 〈人事課〉

◎明神委員長 続きまして、総務部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、「職員の懲戒処分について」、人事課の説明を求めます。

◎澤田人事課長 お手元の総務部の総務委員会資料報告事項の赤い人事課のインデックスがあります1ページをお願いをいたします。

先ほど、部長から申し上げましたが、7月9日付で1名の職員を懲戒処分といたしましたので、御報告をいたします。処分を受けた職員は、危機管理部消防政策課チーフ広域消防担当、橋本幸治、52歳でございます。処分の事由は、本年7月2日水曜日、午後11時ごろから翌日木曜日午前1時ごろまでの間、香南市野市町東野の飲食店で、店員とビール中瓶五、六本を飲んだ後、近くの駐車場に置いてあった自家用車を運転して帰宅しようとし、国道55号線及び香南市道の南屋敷西沢線を3.3キロメートル走行した午前1時50分ごろ、運転を誤って道路沿いの右側の畑に車両の右側を脱輪し、農業用ハウスを損傷させる事故を起こし、現場検証のため駆けつけた警察官が対象職員の酒のにおいに気がつき、飲酒検知の結果、酒気帯び運転、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上で摘発されたものでございます。飲酒運転は重大な事故につながる極めて危険な行為であり、県職員全体の不名誉となる行為であるばかりか、県民の皆様からの県政への信頼を大きく裏切ることになり、その責任は重く全体の奉仕者として勤務すべき公務員の社会的信用を著しく失墜させる非行であることから、7月9日付で懲戒免職処分といたしました。処分にあわせて、すべての職員に対しまして、7月9日付で通知を行い、このような行為が繰り返されることのないよう、飲酒運転の根絶について改めて徹底をいたしました。この周知では、飲酒運転が人命にかかわる重大な危険性のある行為であることを改めて認識させるため、特に、自分は運転しても大丈夫だという甘い考えが取り返しのつかない悲劇を引き起こし、被害者とその家族の人生を狂わせ、苦しみ悲しみを一生背負わせること、みずからの将来だけでなく、家族の生活にも大きな影響を及ぼす結果となることを強調させていただきました。また、所属長が中心となって、飲酒運転の根絶に向けた意識・行動を徹底するための話し合いを各職場で行うことで、飲酒運転が人命をも奪いかねない危険で反社会的な行為であることを全ての職員が再認識したところでございます。今回のことを、単に1人の職員による不祥事としてのみとらえることなく、県庁組織全体の問題として受けとめ、職員一人一人が飲酒運転の根絶に向けた意識を持ち続けるよう取り組んでまいります。改めて、県民の皆様におわびを申し上げますとともに、全ての職員に対しまして、職員としての基本である法令遵守や規範意識、公務員倫理の徹底をいたしまして、県民の皆様への県政に対する信頼の回復に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 先日、アルコールの酒害対策のセミナーがあって、そこでのテーマが職場と飲酒という問題でした。その中で、厳罰主義がなされているにもかかわらず飲酒運転がなくならないことをどう捉えるか、私もこの間ずっと言ってきましたが、厳罰対応は事後対応ですよ。多少そういうことになるから抑止する部分はあるでしょうけれども、予防対策をどうしていくのか。職場で管理職を含めて話し合いをしてみると言っても、管理職がどこまでアルコール、あるいは酒害というものに専門的な知識を持って話ができているかという問題はあると思うんですね。ですから、場合によっては、例えば、飲酒による健康診断の数値の異常な部分について出てくるような、肝機能だとかそういう数値が高い人に対して、余計に健康対策の面からも研修をすとか、そういう予防面を抜本的にやらなければ、なかなか厳罰主義だけでは対応し切れてないというのは、この数年間の結果じゃないかと思うんですね。そういうところを抜本的にやろうということは内部的には議論されていないですか。

◎小谷総務部長 厳罰方針を決めて、そのとおり運用してから飲酒運転の件数は確実に減っておりますので、一定の効果はあったと思っております。一方で、今委員から御指摘のありました飲酒に係る問題、不適切な飲酒は飲酒運転のみならず、例えば、自殺ですとか重大な社会問題を招くことも憂慮されますし、県職員に対しましてもさまざまな点からアルコールの健康障害対策についてはきっちりやっていく。これはもう使用者としての県の責務だと考えております。これについて、健康診断時における保健指導はもとより、アルコールによる健康障害が疑われる職員に対しましては、現に産業医等による指導ですとか医療機関と連携した支援を行っております。また、管理職研修ですとかチーフ・班長研修等、さまざまな場面を活用しまして、アルコール問題を含めますメンタルヘルス研修を開催しております、問題の早期発見と対応に努めているところです。当然、単なる厳罰、懲戒免職になるから飲酒運転をしてはいけないというものではございません。飲酒運転は人命をも奪いかねない極めて危険な行為であるという認識が基本ですから、そこを再度徹底する。それから、職場での話し合いによりまして、職員からもいろんな意見を聞いております。どのようにして飲酒運転の撲滅・根絶に取り組んでいくか、いろんな提案もいただいておりますので、そういう状況も見ながら今後の対応を検討していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 それともう一点。処分事由及び処分内容の中に、店員と飲んだ後と書かれているんですが。店員も一緒に飲んでいたと。それで、普通、車で来ていて、それを看過することは店側には許されていないと思うけれども、店の対応はどうだったか。教えてください。

◎澤田人事課長 今回の職員は、店の駐車場ではなくて、少し離れたホテルの駐車場にと

めて来ていたということで、店員と言いますのはスナックの者ですけれども、本人の話では店員が飲むよりもほとんど自分が飲んだという話でした。今回お店のほうとそういった認識があったかは確認できておりませんが、少し離れたところに車を置いて行っているの、特に注意すべきところではなかったと思っております。

◎坂本（茂）委員 こう書く以上は、店側の責任もきちんと事情聴取をしておかないといけないんじゃないですか。

◎小谷総務部長 今回の処分に当たって検討したことは、まずこの職員が店の駐車場ではないけれども、飲食店に自家用車を運転してみずから行った上で、お酒を飲んでいます。このとき店員と飲んだということですが、スナックに行ったときに飲みよということもあるかもしれませんが、職員本人もほとんど自分で飲んだと話をしております。その後、これまでは徒歩とか代行運転で帰っていたということですが、この日については代行運転を呼ぼうと全くせずに、きょうは余り酔ってないだろうと、そのまま直ちに車に乗って帰ったということです。これまでも代行運転を呼ぼうとしたけれどつかまらなかったの、つい乗ってしまって飲酒運転になったとかいう例が多々ありまして、そもそも車で飲みに行かなければそういう事態にはならないであろうということで、車で飲みに行くことは原則やめなさいという通知も出しています。それから、本庁チーフにあつて、飲酒運転の撲滅について、他の一般職員に比べると模範となってきちんと取りまとめていかなければいけない立場であること等を勘案して、今回の処分を行ったところでして、店員が飲酒運転について、その職員に対してどのように言ったかは、今回の処分の本質とは違うということで、店員の責任についての事実関係は処分に関係ないということでやっております。車で職場からスナックに飲みに行つて、代行運転とかを全く呼ぼうとはせず、そのまま乗って帰ったという典型的な飲酒運転でございまして、今回は懲戒免職という形で臨むことにしたものです。

◎坂本（茂）委員 処分とは関係ないことはわかりますけれども、こう書く以上はそういうことも確認がされてしかるべきじゃないか。逆にそちらがそういうことはするべきじゃないとしたら、警察がどう対応するかということになると思います。

警察も飲酒運転を取り調べているわけですから、そこの辺は確認していると思います。

◎池脇委員 関連ですけれども。そしたら、別に、本人も自分で飲んだと言うんだつたら、この「店員と」を削除したらどうですか。

◎小谷総務部長 どの程度飲んでたかというのは結構処分の中で判断しないといけない中で、ビール五、六本。ただ、自分で全部飲んだわけじゃなくて、「店員と」ということで書かせていただいております。ただ、店員と五、六本といいながら、定量的にはかるわけにはいきませんが、ほとんど自分で飲んだという話をしておりましたので、そこは多分ほとんど自分で飲んだとは思っています。資料の関係でそう書かせていただいております。先

ほど坂本委員がおっしゃったとおりだと思います。我々店員を取り調べたりするわけにいきませんので、そこは御理解いただければと思います。

◎池脇委員 11時から1時までの時間帯に飲みに行けるのは、この人のプライバシーにかかわりますけれども、相当お酒が好きなのか。アルコール依存症の傾向はなかったんですか。

◎小谷総務部長 これまでの健康診断等の結果でも、肝機能に対して数値が悪いとかいうこともございません。例えば、職場で朝来たときに酒臭いといったことなどはこれまでなかったのは確認しております。今はもう職員でない方もございますので、余りいろいろしゃべれませんけれども、アルコール依存の気はございません。把握していないところで、かなり飲まれておるんで、家で飲まずにスナック行ったというのは、どちらかというところ、歌いに行ったという面もかなりあると本人の調査等でも聞いているところでは、差し控えさせていただきます。

◎池脇委員 わかりました。

◎土森委員 起きたらいけないことが起きたわけですから。ビールを五、六本飲もうとも、1本飲もうとも、してはいけないことをやったわけで、非常に残念ですね。またやったかという声が県民の中では聞こえてくる。もう何ぼ言うたち、県の職員は飲酒運転しないだろうという思いが県民に強いわけで。第1号を私も知ってしまして。本当にやめられた後、苦労もしたり反省もしてしまして、とにかく本人の危機管理がない、責任義務を果たしてない。ですから今回の処分はいいことだと思います。今後、県職員が襟を正してしっかりやっていくことが大事なことです。

◎明神委員長 いいですか。

(な し)

◎明神委員長 これで質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

#### 《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、「災害対応について」、本部長の説明を求めます。

◎國枝警察本部長 先月18日に着任しました、國枝でございます。

それでは、警察本部から取りまとめ項目の「災害対応について」、資料に沿って説明させていただきます。お手元の資料をごらんください。県警察では、本年の県警察重点目標の1つに、「南海トラフ地震等から県民を守る」ことを定め、その業績指標として、迅速な人命救助に向けた災害対処能力の向上と、自主防災組織等と連携した防災訓練の推進と地域防災力の向上の2つを掲げております。県警察における災害対応の基本方針は、人命救助を最優先に、地域の安全を守ることです。この基本方針を達成するため、地震・津波を

除く大雨等の異常な自然現象に備えて「高知県警察災害警備実施要綱及び同活動要領」を、地震・津波に備えて「高知県警察地震災害警備基本計画」をそれぞれ定め、災害発生時または災害の発生が予想される場合において、職員一人一人がその任務を理解し、迅速かつ的確な措置を講じることができるよう、平素から各種訓練等を実施しているところです。

まず、1の災害対応への体制についてです。(1)に記載しておりますとおり、県警察においては、これまでは警備第二課において災害警備を担当しておりました。しかし、南海トラフ地震の危険性の高まり等を受け、自然災害への対応をこれまで以上に強化するため、本年4月、災害警備に関する事務を専門とする、課長以下新体制の災害対策課を新設しました。災害対策課は、平素においては災害対策の各種業務、例えば、自治体や防災関係機関との連絡調整や各種災害訓練の企画、警察署に対する災害救助関連の指導・共有等を行い、災害が発生し、または発生が予想される場合においては、県警察の災害警備活動の中核となります。

県警察における災害警備体制につきましては、(2)に記載しておりますとおり、地震・津波以外の自然災害については、災害発生の危険性や災害の状況に応じて準備体制、警戒警備体制、非常警備体制の順に体制を強化して対応し、地震・津波に関しては、震度の強弱による警備本部の規模の大小はありますが、有事の際には全警察職員が警備要員として最大限の警察力を挙げて対応することとしております。

次に、2の推進中の施策についてです。(1)の取り組み体制の強化については、災害対策課を中心に、直ちに取り組むべき施策と中長期的な視野のもと推進すべき施策等を選定し、取り組みを行っております。中でも重点的に取り組んでいるのが、「災害対処能力にたけた人材育成」であります。人材育成につきましては、災害用装備資機材の取り扱い等に習熟した災害対策のスペシャリストの育成を行うとともに、全ての警察官が災害用装備資機材を使用できるよう、組織的なレベルアップを目標に取り組んでいるところです。また、訓練に当たっては、解体する警察施設等を利用し、リアルかつ実践的な訓練を反復・継続して行い、災害対処能力の強化を図っているところです。

次に、(2)の装備資機材、警察施設等の整備についてです。装備資機材や警察施設等の整備につきましては、中長期的な整備スケジュールを策定し、毎年度計画的に整備、更新を行っております。救出救助用資機材については、これまでにFRP製ボートやエンジンカッター、ファイバースコープ等を整備してまいりました。本年度からは3カ年計画で水中探査装置の整備を図ってまいります。また、現在、全警察職員と被留置者用として、3日分の備蓄食料・飲料水の整備を行っているところであり、将来的には7日分に増強したいと考えております。このほか、災害時に円滑な交通流の確保と交通整理に当たる警察官数を最小にとどめ、最大限の人員を救助活動に投入することができるよう、信号機に可搬式発動発電機等を整備するなど、広く災害への備えを図っているところです。警察施設

等の整備につきましては、別添の資料1、資料2をごらんください。これらの資料は、施設の現況、改修計画等の一覧です。警察施設の現状についてですが、警察施設は本部庁舎等が6カ所、警察署14署、警察分庁舎3施設、交番・駐在所が106カ所。さらに、警察保有の宿舍が88棟816戸あります。そのうち、耐震基準を満たしていない警察署、分庁舎及び交番・駐在所は、約15%の20施設。同じく、宿舍は約8%の7棟33戸あります。また、震災区域内に所在する警察署、分庁舎及び交番・駐在所は、約39%の51施設。同じく、宿舍は約47%の42棟391戸あります。耐震基準を満たしていない施設の耐震化等への取り組みですが、旧耐震基準で建設された機動隊、警察学校、宿毛警察署及び布師田の本部別館の耐震化工事を完了しました。また、本年度事業で、運転免許センターと高知東署、本山警察庁舎の耐震工事を予定しております。残る5施設の今後の方針につきましては、別添資料1記載のとおりです。特に、高知署については昭和46年度建築で老朽化が進んでいること、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないこと、津波による浸水予想最大1.6メートルのところ、地下に自家発電設備や公用駐車場を配置しているなど、県下最大の治安拠点として問題が存在していることを認識しております。加えまして、敷地が狭隘なため、来客駐車場も少なく、県民の皆様にご不便をおかけしておるところです。これらの状況を踏まえ、現在検討を行っているところです。また、交番・駐在所のうち耐震基準を満たさないものは15カ所ございますが、このうち、高知東署、土佐山駐在所等4カ所につきましては、本年度に移転・新築あるいは解体することとしております。他の交番・駐在所についても建物の老朽、狭隘や敷地が十分でない等の理由から、移転改築を行うこととしており、関係市町村と連携を図るとともに、県知事部局とも協議をしながら早期移転・改築を行いたいと考えています。さらに、耐震基準を満たさない宿舍、これらはいずれも昭和56年以前に建築されているんですが、7棟33戸あります。このうち、安芸署奈半利宿舍は、併設されている奈半利駐在所の建てかえ時期に合わせて整備していくこととしております。また、香南署と香美署の宿舍につきましては、南国署との再編に伴い、今後宿舍の需要は減少すると考えており、南国署の宿舍は再編計画に基づく署員数増加を見越し、既に平成23年度から平成24年度にかけて2棟72戸を整備しております。

次に、浸水予想区域内の施設への対応についてです。現在、警察署等の多くの施設が津波浸水予想区域内に所在しております。一方、平時における警察活動に適切な立地場所であることも必要ですので、震災時の浸水リスクができるだけ低いなどを総合的に検討し、移転の必要性が生じることも考えられるところです。今後、県警察としては、警察施設の建てかえ計画に際し、中長期的には高台移転の可能性も視野に入れ、自治体等、関係機関及び知事部局と緊密な連携、協議を行いつつ取り組むこととしております。なお、津波浸水予想区域内に所在している警察署におきましては、災害時における代替施設、避難路の確保、地域住民との合同の避難訓練等を平素より精力的に進めているところです。こうし

た活動を通じて、津波や浸水により警察施設が使用できなくなるような状況下においても、県民の皆様の救命救助活動に支障が生じることがないように努めているところですが、震災時における県民の救出救助活動を迅速に行うためには、施設の耐震化等の施設整備が不可欠であり、警察官の命を守り、早期に災害警備活動体制を確立することが可能となるよう、この施設整備に必要な用地及び財源の確保に一層積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、これらに加え、被災時における各種警察活動を継続し、災害活動拠点として機能するため、稼働時間 72 時間以上を目標に非常用電源設備の改修を順次施工しております。資料記載のとおり、これまでに佐川署が完了し、今年度は、高知東署本山警察庁舎、土佐署及び須崎署を予定しており、来年度以降、4 警察署の改修工事を計画しているところです。

資料の 1 ページに戻りまして、(3) の多機関連携による対処能力の強化について御説明いたします。災害対応につきましては、警察の力だけでなし遂げられるものではありません。事前の備え等を含め、自治体や消防、自衛隊、地域の自主防災組織等、多くの関係機関との連携が極めて重要となってまいります。本年 4 月には、県内を 5 ブロックに分割して、南海地震に備える高知県南海トラフ地震対策推進地域本部が知事部局に発足したところですが、この地域本部や市町村、消防、自衛隊、防災関係機関との連携を密にし、合同での訓練等を実施することなど、災害対処能力の強化に取り組んでまいり所存であります。また、県警察においては、緊急交通路等の指定や交通規制実施要領を策定しておりますが、これらについても、道路管理者と連携し、都度必要な見直しを図ってまいります。加えて、地域の自主防災組織の防災訓練にも積極的に参加し、地域防災力の向上に努めてまいります。

最後に、3 の課題と 4 の今後の取り組みについて、関連しますので、あわせて御説明します。課題については、2、推進中の施策と重複しますが、災害対処能力にたけた人材の育成と組織的な災害対処能力の向上。それと、災害用装備資機材及び警察施設等の整備強化であります。人材の育成は一朝一夕になし得るものではありません。また、災害に対処するための能力・技術も訓練を反復・継続して実施しなければ向上させることはできません。よって、中長期的な観点に立って、組織的に系統だった人材の育成と災害対処能力の向上を図ってまいります。また、災害用装備資機材及び警察施設の整備強化についても、中長期的に計画的に整備、更新を進める必要があります。引き続き、財政当局と連携しながら、必要な整備を図ってまいります。冒頭に申し上げましたように、県警察の災害対応の基本方針には、人命救助を最優先に、地域の安全を守ることです。この目的を達成するために、これまで述べてまいりました施策を、P D C A サイクルにのっとり行い、災害が発生した場合には、県民の皆様の生命・身体を守り、地域の安全を確保できるよう取り組みを推進してまいります。

終わりに、今回の台風対応につきまして説明いたします。8月2日午前8時15分、日高村に洪水警報が発表されたことに伴い、直ちに県警察本部に災害対策課長を長とする災害警備連絡室を設置して、事前に把握している災害危険箇所や河川の増水等に対する警戒を実施しました。その後、大雨洪水警報等の発表に応じ、警察本部に警備部長を長とする災害警備本部、本部長を長とする非常災害警備本部を順次設置するとともに、県下14署において、各警察署長を長とする署災害警備本部を設置し、各種災害被害情報の収集や救助・避難・誘導及び警戒活動を実施しております。今後も台風11号の影響による大雨で地盤が緩み、土砂災害等の危険性もさらに高まることから、引き続き自治体等、関係機関と連携し、情報共有を図りながら、災害に対する警戒活動に努めることとしております。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 2点お伺いしたいと思います。順次、組織体制の充実がされてきておりました、それにしたがって地域住民との連携による訓練なども行われています。昨年からは始まっております高知市内での長期浸水対策の訓練も、ことしは宿毛市にも拡大してやっているということですが。その中で、まさに課題になっていることが、ここでも課題としても大きく掲げられていることが明らかになっていると思うんです。私も2年続けて参加して、災害対処能力にたけた人材がなかなか育成されていない状況を見受けましたので、そのことについては、これまで訓練後に災害対策課と話もしてきました。ぜひ継続的に行っていただきたいと思いますが、その際に、訓練に参加した自主防災組織と自治体とそして県警の災害対策課で反省点についての協議の場を設けるということでしたけれども、それがまだ設けられてないようにお伺いしているんですが、余り時間がたつと何が反省点だったのかが明らかにならない可能性もありますので、できるだけ早急にそういう話し合いの場を持っていただきたいというのが一点です。

もう一点は、それぞれ庁舎等浸水域にあるもの、その中でもとりわけ旧耐震基準のものを含めて、先ほどお話の中で移転・改修というお話もありましたけれど。例えば、交番・駐在所なんか移転・改修される際には、地域の防災関係の方との話し合いがされているのかどうかということです。工事が始まってしまって地域の人が初めて知ることのないように、例えば、移転・改修するんだったら、どこへ移転・改修するのか。あるいは、現地で改修するんだったらどう改修していくのかとかいうことが、地域の防災関係の方に事前に協議されたほうがいいと思うんですね。地域の方にとってはどんな交番へのニーズがあるのかとかいうことも含めて、そのとおりにするのは別にして、そういう意見を踏まえて対応されることが必要ではないのかなと思います。そして今現在で言えば、交番勤務の警察官とかは、浸水地域であれば、地域の津波避難行動計画なんかを熟知されているのか。そういったことについての徹底がされてるかをお聞きしたいと思います。

◎濱田警備部長 まず、委員からお話がありました長期浸水の対策訓練は、高知市とそれ

から宿毛市、ことし2地区で実施させていただきました。高知市については、去年に引き続いて2回目という訓練内容でした。委員がおっしゃるとおり、私も責任者として訓練を主催したわけですが、やや新人の警察官が操船あるいはロープワークの部分で委員なんかが見られたら、非常におぼつかないところが散見されたのは事実です。その辺は反省もしておりますし、今後十分な対策をとっていかないといけないということで、今回の計画もつくっております。ただ、御理解いただきたいのは、先般の訓練等につきましては第二機動隊を中心に訓練をやっております。第二機動隊は、警察署の若い新人がほとんど入っております、拝命から数年以内の警察官を、第二機動隊となって1年未満の者が半数以上というところもありまして、そういう者に対する訓練をやるという趣旨でそもそも計画してやっていくところでありまして、そういうところで実際、自主防災組織の先生方と一緒にやって、やや不安を与えたのであれば、訓練のもっていき方を検討する必要はあろうかと考えておりますが、新人を基本的なところから教えていく一過程の最初の段階の部分でしたので、その点は御理解をいただきたいかなと思っております。ただ、ことし災害対策課を発足させまして、訓練計画とかも非常に具体的に、回数も多く訓練をやるような計画を順次立てておりますので、スペシャリスト、それから県警全体の災害対処能力の底上げという2本立てでやっていきたいと思っております。なお、自主防災組織、関係団体との協議の関係は、具体的にまだ進んでないと思っておりますので、その辺は早急に災害対策課長を中心になって進めていきたいと思っております。それが1点目です。

そして、2点目の庁舎の関係の地域の行動計画等を熟知しているのかという部分につきましては、例えば、駐在所を移転する場合には、地域のいろんな方、有識者の意見を聞いて移転先とかを決定するわけですので、防災関係の方も具体的に入っているとかはここでお示しすることはできないですけど、恐らくそういう協議をされて計画は立てられていくと考えております。

それと、行動計画の関係ですけど、大体、警察署におきましては、警備課が災害の担当窓口になっております。各地域で自主防災組織なんか訓練する場合は、そこの連携を図って、警備課、そして管轄の駐在所の所員を含めた、訓練に参加するとかいうことで実施しておりますので、行動計画とかいうことも駐在所員が把握していると理解しております。

◎坂本（茂）委員 前段は、今後もよりスキルアップしていくように訓練をよろしく願いたいのと。後段の部分は、今後、移転等の協議がされる場合には、ぜひ、地元の防災関係の方の意見を反映していただきたいのと、もう一つは、高知市内であれば、津波避難行動計画が既にできているところと、今進行中のところとありますけれども、そういうものをきちんと所管の交番の職員とか所員とかいった方は熟知していただくことをお願いしておきたいと思っております。

◎**浜田委員** 昨今、高齢化社会が進展することによって、老人性の痴呆による徘徊が非常に多いですね。その中でよく活躍してくれるのは警察犬ですけれども。いざ災害となってきますとたくさんの方々が瓦れきに埋もれて、警察犬も1頭や2頭じゃとても足りない状況になってくるかと思います。もちろん他県からの応援もあるでしょうけれども、今、高知県内の警察犬の保有頭数、適正頭数、あるいは動物ですから10年か15年で寿命を迎えるので、それに対する補充とかは考えておられるのか。おわかりになる範囲でお答えいただきたいと思います。

◎**前田刑事部長** 現在、警察犬につきましては、警察官が訓練をして飼育をしておる直轄犬が1頭あります。本来は2頭でしたが、ことしの4月に1頭死にしまして、現在1頭になっております。それから、一般の方が飼育をしております警察犬を審査しまして、にっおいの追跡の能力とか、一定の能力のある警察犬を嘱託犬として6頭運用しております。最近は犯罪も減少傾向にある中、委員の御指摘のように、行方不明者の捜索には結構活躍をしておる場面があります。ただ、私もかつちりした資料は今手元にはないですが、災害救助犬としての能力がある直轄犬、嘱託犬は把握をしておりません。警察犬として嘱託をするのには、臭気選別とかそういう能力を見るわけで、瓦れきの下に埋もれた被災者がいるかどうか、それを発見する能力ははかっておりません。警察犬に災害救助犬の能力とかを求めていくのは、今後の一つの検討課題であると思いますが、そういうことを前提に活動ができる犬は承知をしていない現状です。

◎**浜田委員** いずれにしましても、直轄で2頭いたのが1頭というのは心もとないことです。直ちに後を補充、追加をできるように訓練をいただきたい。それと災害救助犬のお話も出ましたけれども、広域災害になってくると、どこもここもオファーがいっぱいあるでしょうから、将来的には災害救助犬的な適応訓練もできるよう、進めていく必要もあるのかなと思っておりますので、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。要請をしておきたいと思っております。

◎**坂本（茂）委員** 関連で。今の災害救助犬を把握できていないのを聞いて、非常に残念な思いがしたんですけれど。数年前に私、本会議で質問をして、直轄犬は警視庁しか保有してなくて、各都道府県警は災害救助犬の直轄犬はいないということだったんです。それでも、どうやって嘱託犬をふやしていくか議論をぜひしてほしいと話をしてきました。それで当然、災害救助犬を訓練したりしゅうのもの、警察犬の訓練をしている仁井田の学校でやってると思うんですけども、当時、資格を持った犬が県内に2頭ほどおりましたけれども、なかなか訓練も含めて、犬の飼い主の負担が物すごく大きいんです。そういう意味では、そこをどうやって支援していくのか。もし直轄犬が無理であれば、嘱託犬としてふやしていくにしても、飼い主の負担をどう減少させながらやっていくかということがないと、なかなかこれは難しい面があると思います。常に訓練もしていかなければならないわけで

すので。ぜひまた今後その把握も含めて、今、浜田委員からも要請がありましたので、災害救助犬の育成に向けて、県警としても御尽力いただきたいなど、私からも要請しておきたいと思えます。

◎前田刑事部長 私どもの感覚は、警察犬は基本的には犯罪捜査というような観点でしか今のところは物が見れていないところがあります。委員の御指摘のように、将来予想される南海トラフ地震の中で、やはりそれも重要な検討事項の1つとして捉えて、これから検討させていただきたいと思えます。

◎池脇委員 本部長の御見解をお聞きしたいです。

◎國枝警察本部長 実は警察犬というのは、1つは管理の形としては直轄犬と嘱託犬という形が全国であります。そのうち本県におきましては、直轄犬が2頭ということは今刑事部長から御説明したとおりです。

それからもう一つは、警察犬というのは決して万能ではないということでもあります。先ほど来、委員方御理解されているようなので多言は要さないと思うんですけども、基本的には本県においては、刑事部長がお答えしていますとおり、本来捜査のための警察犬でございます。それ以外には、御指摘されたとおり、救助のためのものとか、あとは警戒警備に当たるものとか、警察犬といっても決して万能ではない。それに応じまして、訓練もさせていかなければならないと。

それからあと、付言させていただきますと、警察犬は警察犬のみにおいて活動できるものではないということでございます。これには当然トレーナーもおりますし、加えまして、警察官と一緒に活動することになります。警察犬を採用するということは、すなわち警察官をそちらに充てるということです。したがって、警察官の配置のあり方として、災害時発生時にどういう活動をしたらいいのか、あわせて総合的に考えていく必要もあると。それから、警察犬でございますので、命のあるものなので余りこういう言い方はしてはいけないですけども、予算の関係からすれば、装備資機材にも当たるものでございますので、果たして警察犬と、先ほど私が申し上げました水中探査装置、どちらがより高知県の災害が発生した場合に役に立つのかといったことも総合的に考えた上で、警察犬の採用を検討していくことが必要かなと考えておりますが、いずれにしても、委員方から大変温かくも厳しい御指摘をいただいておりますので、この点を踏まえまして、しっかり考えていきたいなと思っております。

◎池脇委員 せっかく災害対策課を課長以下7人体制で設置していただいて、災害対策が非常に重要だという御認識を県警本部も持っていただいているということでもありますので。やはり犯罪捜査での警察犬と同時に、この災害対策課の役割も大変重要だろうと。この課の部分での警察犬の対応ということも当然このところからの派生的な部分で、検討課題にもなるのではないかなと思っておりますので、予算の関係もあるかと思っておりますけれども、ぜ

ひ精力的にそうした部分も対応をお願いできればと、要請をさせていただきます。

◎**浜田委員** 関連で。水中探査機を県の防災航空隊も1つ持っているんですが、10年ぐらい前に宇佐の漁港内だったか、テトラポットへ船が衝突して、船長が行方不明になったときに一度使った経緯があるんですが、濁りがあつたらしばらくだめだということ。それから、潜水士が深く潜れないところには、威力を発揮するんですけど、災害時には津波による瓦れきとで濁った状態になるので、なくてはならない資機材だとは思いますが、それに力を入れることと一緒に潜水隊員の養成もそれ以上に大事じゃないか。やはり人間の目視が一番いいと思うので、この点も忘れないように一つ留意をいただきたいと思えます。

◎**濱田警備部長** 水中探査装置は有効に活用すれば非常に便利なものだという認識を持っておりますので、予算を確保していただいて、現場で活用したいと思っております。ただ、高知県警の場合、過去に宿毛のほうで機動隊員2名が潜水中に殉職した事案がありまして、もちろん潜水の技術の向上は図る必要がありますが、機械ができる深場の潜水という部分については、機械をフルに活用していきたいと考えております。

また、機動隊が近々、訓練用の潜水槽を新築し確保するようにしていますので、それを積極的に使って技術の向上も図っていきたくて考えております。

◎**西内（隆）副委員長** 災害用装備資材機材の取り扱いなんか徹底させて訓練をしていくというお話ありました。実は阪神・淡路大震災のことを勉強しておるときにお話があったんですけど、交通整理をされてらっしゃる警官に、周りの住民から瓦れきの下敷きになっているんで助けに来てくださいと、本当に助けたい一心で声かけられて、警察の方も助けにいかれるわけです。その命は助かったかもしれませんが、そこでどういう問題が生じたかという、交通のほうで麻痺して救急車両が入らなくなって、それによってまた一方でたくさんの命が失われたということも課題として挙げられております。今後の取り組みの中に、「災害発生時に県民の生命・身体を守り、地域の安全を守る」ということでPDCAを回してと書いておりますけれど、実際に発災したときには過酷な厳しい判断をせざるを得ない状況があるということ、ぜひ隊員の皆さんとも共有していただいて、非常に難しい問題ですけれども、優先順位をつけていくことをしなければならないと思えます。もちろんそれは中心部と、交通量の比較的被害の少ない周辺部では状況も違うでしょうし、総合的な判断も必要になるかと思えますけれども、そのあたりをシステムにするのか、心構えとして置いておくのか、ぜひ留意しておいていただきたいと思えます。

◎**明神委員長** それでは、質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

#### 《教育委員会》

◎**明神委員長** それでは、次に、教育委員会について行います。

なお、勝賀瀬教育次長から、公務のため本日の当委員会を欠席する旨の届け出がっております。

まず、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 まず、議題の説明に先立ちまして、「教職員の不祥事について」、御報告をさせていただきます。公立中学校講師が女子生徒とドライブに出かけ、車中で抱きしめる等の行為を行った事案でございます。当該講師に対しましては7月25日付で懲戒処分で免職を行っております。今回の事案につきましては学校に対する信頼を損なう事案であり、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の防止に努めるとともに、教職員一人一人が教育公務員の職責の重さを認識し、日々高い志を持って職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど小中学校課長から御報告をさせていただきます。

それでは、議題の説明をさせていただきます。まず、総務委員会の皆様におかれましては、5月8日から6月3日までの間、教育委員会が所管します県立学校等、出先機関につきまして調査をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。今回現地におきましては、各学校や出先機関、それぞれの課題に対する取り組みだけでなく、卒業生の進路状況や部活動の状況、また教員への指導や研修など、教育全般にわたるさまざまな質疑を行っていただき、学校現場の実情を詳しく調査いただきました。また、今回の取りまとめ項目となっております、「学力向上対策」、「道徳教育」、「中高一貫教育」、「発達障害等のある児童生徒への対応」、「いじめ防止と自殺が起こった場合の対応」などに関しまして、学校現場における現状などを詳しく調査いただくとともに、貴重な御意見をいただいております。これらの項目につきましては、後ほど担当課長から教育委員会の考え方などについて御説明をさせていただきます。あわせまして、出先調査の際、室戸市及び安芸市から要望がございました事項につきましても担当課長から御説明をさせていただきます。教育委員会では、今回、委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、今後とも子供たちの持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。

次に、報告事項でございますが、冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事のほかに、「県立高等学校再編振興計画について」の報告がございます。現在、計画の策定に向けまして協議を進めているところでございますが、前期実施計画のたたき台で統合対象としております各学校関係者等に御出席をいただき、順次開催しております協議会の6月定例会以降、現在までの状況を中心に説明をさせていただきます。

最後に、8月1日から降り続いた大雨に引き続き、現在、非常に強い勢力を有する台風

が接近しておりまして、これまでの大雨により、土砂災害の危険が高まっている地域もありますことから、教育委員会としましても、今後も市町村教育委員会や関係機関と連携して子供たちの安全確保を第一に考えて対応をしたいと考えています。そういった関係で、勝賀瀬次長が欠席しております。

私からは以上でございます。

#### 〈小中学校課〉

◎明神委員長 それでは、「学力向上対策について」、小中学校課及び高等学校課の説明を求めます。なお、質疑は、両課長の説明後にあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡小中学校課長 学力向上対策につきまして、私から市町村立小中学校での取り組みを説明させていただきます。お手元の資料の小中学校課のインデックスのある1ページをごらんください。市町村立の小中学校での学力向上対策につきましては、大きく、「学校等における経営力の向上」、「教員等の資質・指導力の向上」の2つの柱を挙げ、各学校での取り組みを進めております。資料では6つの主要事業を掲載しておりますが、今年度の特徴的な取り組みとしまして、1つ目の学力向上のための学校経営力向上支援事業、4つ目、5つ目の算数・数学学力向上実践事業、外国語教育推進プラン実践事業の3事業について説明をさせていただきます。

学力向上のための学校経営力向上支援事業は、各学校の経営力の向上に向けた取り組みです。平成25年度まで単年度計画として作成しておりました「学校改善プラン」を、今年度からは、中長期的な視点に立った3年間の「学校経営計画」として、全ての小中学校で作成しており、この計画に基づく取り組みを支援しております。また、教育事務所に配置する学校経営アドバイザーが7名おりますが、各学校を訪問し、学校経営の経営力の向上、学力課題の解決に向けた指導・助言を行い、さらに、指導主事が教科経営や授業研究の充実に向けた指導・助言を行っております。

算数・数学学力向上実践事業につきましては、昨年度の全国学力・学習状況調査の結果で課題がより明確となりました「中学校数学における思考力や表現力」の向上に向けまして、昨年9月以降進めてきました取り組みをさらに充実強化するものでございます。この4月から各学校に導入しました、数学思考力問題集などの効果的な活用や、数学授業改善プランに基づく支援方法の徹底した実施により「授業の質」をさらに高めるとともに、若手教員の集中研修、あるいは中核教員の先進県派遣などによりまして、数学教員の「教科専門力」の向上にも力を入れております。

外国語教育推進プラン実践事業では、まず、本県の中期的な英語教育のガイドラインの作成に取り組んでおります。あわせて、県内の外国語や外国語活動を担当する教員の指導力の向上を図るために中核となる拠点校を構築し、リーダー教員を育成するとともに、早

期英語教育の地域拠点モデル校を指定しまして、次期の学習指導要領を見据えた英語教育を進めております。

次に、2ページをお願いします。このページの後半部分から、これまでの学力向上対策の成果と課題を、学力の定着状況についての全国との比較表を添えて掲載しております。

「全国学力・学習状況調査」の結果から見ますと、本県の小学生の学力の定着状況は全国平均を上回り、中学生では全国水準に達していないものの、改善傾向にある状況です。ことし、来年をかねまして、「全国学力・学習状況調査」の結果において、小学校では全国平均を3ポイント以上上回り、中学校では全国平均まで引き上げるよう、今後、学力向上対策をさらに充実し、強化したいと思います。

3ページには、今後の取り組みとして、まず、学校経営力の向上と、授業改善を掲載しておりますが、今後特に取り組みを強化すべき内容、テーマが「中学校数学における思考力や表現力」の向上であると考えておまして、数学思考力問題集などの活用の充実や、教員の授業力・教科専門力の強化などにさらに力を入れてまいります。また、3つ目には課題への迅速な対応との項目を掲載しております。今月中には、国から全国学力・学習状況調査の結果が発表される予定です。この結果を直ちに分析・検証する中で、それぞれの教科において解決すべき課題が明確となってくるものと思われまますので、できることには直ちに着手し、計画的に取り組むべきことについても、今年度から準備を進めていきたいと考えております。

以上で、市町村立学校での学力向上対策の取り組みについての説明を終わらせていただきます。

#### 〈高等学校課〉

◎藤中高等学校課長 続いて、高等学校の学力向上対策について御説明させていただきます。お手元の資料の赤ラベル、高等学校課のインデックスの1ページをごらんください。まず、高等学校の学力向上対策の現状と課題についてですが、高校入試の段階で、受験生のうち250点満点中75点未満の者が20%を超え、その多くが現在高校へ入学している現状がございます。そのような中、教科指導が個々の教員の力量に依存しており、学校の組織的な取り組みが十分ではないといった課題も出てきております。

2つ目の丸でございますが、全ての全日制及び多部制昼間部の1年・2年生を対象としました、年2回の学力定着把握検査の結果をもとに、各学校が組織的な教科指導の取り組みなどについて独自の学力向上対策を立て、生徒の学力向上を図るとともに、その成果を県全体に共有し、県全体の学習指導の向上を図る取り組みを行っているところです。こうした取り組みによりまして、生徒数が全体として減少する中におきましても、例えば、500名近い現役での国公立大学の4年制大学への進学者を輩出し、浪人生を含めますけれども、医学部医学科の進学者も本年度7名という成果が上がっているところです。しかしながら、

指導体制の改善は進んでいるものの、学力定着把握検査の結果、依然として義務教育段階の学力が身につけていないと判断される生徒が相当数いるという現状もございます。また、平成 26 年 3 月の卒業生が、3 年生の 4 月の段階において進路希望調査を行いましたところ、24%の生徒が国公立大学の 4 年生大学への進学を希望しているというデータがございます。指導によっては合格できる生徒はまだかなりの人数が存在していると思われまます。進路指導のさらなる改善充実を図る必要がございます。

続きまして、2 ページにお進みください。就職内定率につきましては、関係機関と連携を密にし、平成 25 年度の卒業生の内定率は 97.1%になるなど、ここ数年上昇傾向にございます。一方で、次の表にございますように就職 1 年目の離職状況を見ますと、平成 23 年度に卒業した生徒におきましては 20.6%と全国より高い状況が依然続いております。進路選択のミスマッチや基礎学力の問題、あるいはコミュニケーション能力といった、社会性の不足などの原因も考えられるところです。そういった課題に対しまして、2 の課題解決のための対策ですが、現在、高等学校におきましては、高知のキャリア教育という 3 本柱の「学力向上」、「基本的生活習慣の確立」、「社会性の育成」と、この 3 つの 3 本柱を中心に全教育活動の中で推進しているところです。

まず、(1) の学力向上につきましては、先ほど申し上げました、学力定着把握検査の対象を 3 年生まで拡充し、その結果に基づいて各学校の課題等を把握し分析し、課題解決に向けて計画書を作成し、P D C A サイクルを回しながら生徒の実態に応じた学力向上対策を各校で進めているところです。また、本年度は本課の指導主事が各校を訪問し、計画の進捗状況あるいは取り組み内容について把握し、指導を行い、さらなる学校内の指導体制の確立と、生徒の学力定着に向けた取り組みにつなげているところです。

(2) の基本的生活習慣の確立と社会性の育成ですが、キャリア教育の視点を踏まえ、1、2 年生の早い段階から系統的な取り組みを進めているところです。その中でも、本年度は基本的生活習慣や規範意識、コミュニケーション能力など、社会人としての基礎力の育成を目的として、中学校の教員と高等学校の教員が連携しまして、県教育委員会とともに社会人基礎力育成プログラムをつくり、それを各学校で実践するための取り組みを進めているところです。こういった取り組みを通じて、自分の未来を考え、未来を切り開き、生き抜くことのできる社会人としての高校生を育成していきたいと考えております。

高等学校課からは、以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎中内委員 小中学校課長にお尋ねしたいのですが、この 1 ページにあります、外国語教育推進プランは、先生がどれほどの学力を持っているのか。

◎長岡小中学校課長 教師の英語力について言いますと、例えば、英語力をはかる英語検定がございます。例えば英検準 1 級とか、英検 2 級があります。これの取得率を全国と比

較すると、高知県の場合は多少低いというのがあります。ただ、英検を確実に受けているかどうかという問題がありますので、取得率だけではかることができないと思いますが、総じて言うと、準1級とかを持っている人数は少なくなっております。

◎中内委員 このことは大切なことだと思いますので、力はもちろん入れておると思うわけですが、私らがつき合っているような先生を見ても、これは英語が堪能かなという感じの者はあまりいないわけですが、この辺も平素から力を入れていくように頑張ってください。

◎長岡小中学校課長 小学校の現在の外国語活動ですけれども、平成32年には教科化されます。そういった中で、教員の英語力もつけなければならないので、新たに研修も行って英語力をつけていきたいと思っております。

◎塚地委員 高等学校課の御説明の1ページで、今年度の高校入試で、特に75点未満の者が20%を超えて前年は12%という分析ですけれど。この数字のふえ方を、どう捉えておられるのか。

◎藤中高等学校課長 この春の高校入試におきましては、平均点が5教科平均で114.6点と、前年度よりも9点下がった状況がございます。そういった中で、250点満点の200点以上をとっている生徒も、前年度から50名ほどふえております。逆に、75点未満が400人ぐらいふえている状況がございます。一つの要因としましては、ここ数年間、小中学校課とも連携をしながら、今までの取り組みの部分において、単元テストとかをやっていた中で、その次の高校入試も踏まえながら問題を入れておりますけれども、少しずつ指導の成果が出てきておりますので、問題のレベルを次のステップに上げたという部分があって、数学で平均点は上がっておりますが、大きな得点率が低くなって、とれている状況と、十分とれてない状況の二極化が少し出てきている。これからの取り組みとして、少しずつ学力はついてますので、さらなる定着を小中学校と一緒にやっていかなければならないと分析しております。

◎塚地委員 二極化が進んでいるというお話だったんですけれども、本当に75点未満ということは、基本、基礎がなかなか理解できてない方々の点数になると思うんです。そこが20%というと、5人に1人という、すごく大きな数なので、そこに注目した対策、対応が、小中学校の段階でもすごく必要だと思うんです。この間、随分と学力テスト対策でいろんなテストを繰り返しやってこられていると思うんですけれども、それでは解決ができていない大きな課題が、ここに具体的にあらわれていると思うので、そこにどう対応していくのか。そのレベルが上がることで、県全体の本当の意味での学力のアップにつながると思うので、ぜひその点を力を入れて取り組んでいただきたい。お願いしておきたいと思っております。

◎藤中高等学校課長 この数年間、高校入試の分析をする中で一番課題になっているのが、

正答率とともに、全く答えを書いていない無答率といった割合は非常に少なくなってきました。そういった意味で、チャレンジをしっかりとやっていこうというところは、この取り組みの中で生徒たちに身につけているとっておりますので、これからさらにそういったところを踏まえながら、正答率を上げていくことを取り組んでいかなきゃとっております。これから小中学校課とともにやっていきたいと思っております。

◎土森委員 いろいろ反対もある中で、全国学力テストやってよかった。やった結果が高知県の学力水準は低いねと。これを全県民に知らせた。特にびっくりしたのは教職員じゃないだろうかと思う。県教育委員会、市教育委員会。全体的、組織的に学力向上対策に取り組み始めたことは、子供たちのために非常にいいことでもあるし、将来高知県を考えたときに、教育現場で能力のある人材育成をしていくことは画期的なことです。それでなお、今後の取り組みについても、学力向上対策、教える側の教職員の能力の向上、指導、こういう目的をはっきり持ってし始めた。昔から、高知県の学力が低いということで、学力テストをやれと随分言い続けたことがあった。それもなお反対されて、できなかった経過があります。ここに来て、やっと光が差してきたなという思いがありますので。ぜひ、教育長に決意のほどを聞きたいと思う。県教育委員会としてどういう状況で、今後、子供たちのためにいい教育をしていく方針について、御意見を賜っておきたいと思っておりますね。

◎田村教育長 小学校、中学校も全国レベルに追いついていないものの、上昇率は全国でもトップクラスということで、この数年間の取り組みで高知県の小中学校の学力がかなり上がってきたと思っております。それについては、前教育長がリーダー役となって組織的に取り組もうと。そのことと、取り組むためのいろんなツールを県教育委員会としてしっかり構えて、それを組織的に使っていこうと取り組まれた成果だと思っております。ただ、ここに来て少し踊り場に来ているのかなという感覚もあります。例えば思考力問題についてはまだ全国レベルに達しないということもありますので、この時点でこれまでの取り組みについて総括した上で、特に思考力をつけるような問題に対してどう取り組んでいくか、これまでの実績に立って、特に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

◎土森委員 こういう数字が出てきてそれに対して対策を打つことが大事であって、見えないところに対策を打っても何にも評価が出ませんし、結果も出ない。ですから、数字が出始めたことは非常にいいことであって、それをもとにして今からどう組み立てをしていくかが大事です。今、教育長の決意のほどを聞きましたから、ぜひ頑張ってもらいたいと思っておりますね。

◎加藤委員 学力向上について、特に高等学校課に質問させていただきますが、踊り場という発言もありましたけれど、成果も上がってきていると思うんですね。大事なことが1点あって、底上げをすることは非常に大事なことで、平均を上げることも大事です。もう一つ、伸びる子を伸ばしていく観点が非常に大事だと思うんですね。平均を上げると

いうと、どうしても伸びる子を伸ばしていくことが、スポットが当たりにくいところもありまして、例えば進学で見ますと、難関大学、それから医学部進学者数が、他県と比べてみてどうかというのを1回検証してみたらいいんじゃないかと思うんです。私たちがずっと学校を回ってみて、県内の国公立大学に推薦で受かっているケースが非常に多かった印象もあります。県内が悪いわけじゃないけれども、できる生徒をどれだけ伸ばしていくかは大きな課題になってくるんじゃないかと思うんですけれど、どういった取り組みを考えていらっしゃいますか。

◎藤中高等学校課長 委員の御指摘のように、まずは基礎学力をしっかりつけるとともに、御説明もさせていただきましたように、国公立大学へ行きたい子供たちの中で、実際に実現されてない子供たちがいる。それから、特に中間層、あるいはさらに次のステップへ行きたい子供たちに対する対応は、まだ十分ではないという認識のもとに、教員の力量がまず上がっていかねばならない。そういう意味で、本年度から、進学チャレンジセミナーという形で、子供たちに、よりスーパーティーチャー的な、より勉強の仕方を学ばしてもらえる先生方を県外からも招致しまして、宿泊合宿をして、より上のレベルを目指せる勉強の仕方を学ぶとともに、そういった先生方の授業を、県内の先生方に見てもらい、その後協議をして、どういったやり方が子供たちをさらに引き伸ばしていく力、あるいは難関大学への取り組みをするための指導力につながるのかといった授業を立ち上げて、さらに教員と生徒の両方がモチベーションを上げていく、そして頑張っていけるような取り組みを始めているところです。まだ始まったばかりですけれども、そういったところを核にしながら、教員の力量をさらに上げて、生徒たちを引っ張っていく取り組みを進めていきたいと考えてるところです。

◎加藤委員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、もし全国と比較ができるのであれば、そういったデータもいただければと思いますので、要請をしておきたいと思います。

◎西内（隆）副委員長 道徳教育の説明のページですけれども、ほかからすると説明といえますか、文章なんかも力が入ってないなど。課題、「本県の児童生徒の道徳性を一層高めていく必要がある」というのは当たり前のことで、もう少しきちっと見てほしい。もちろん勉強は、自己実現とかのためにも、夢や希望をかなえていくためやるんですけれども、もう一つの視点として、この日本のために、あるいは地域、高知県のために役立つ人材をつくっていく役割があるわけです。その中において、道徳がどういう位置づけを持ってくるかということもきちっと把握してここに書かれておかなくてはならないわけです。地域、社会へ貢献することが他者からの評価につながって、自己肯定感につながって、さらには自分の学力、学習への意欲がわいてくる、自己研鑽につながっていく。そのアウトプットとして、また、冒頭に申した地域社会への貢献をしようということにつながっていく。そ

ういう正のフィードバックといいますか、回路として働くために、道徳という全体を規定するものが、道徳がデザインするものであるよという話で多分構築されるべきなのではないかと思うわけです。そうすれば、ここから先はなかなかデータとしてとっているかどうかは存じ上げませんが、自己肯定感が学力とか進路にどう影響を与えていくかも、データとしてあったほうがいいんじゃないかなと。無記名でとっているかもしれませんが、現状では、ぜひ。

◎明神委員長 道徳教育の課題は別に。

◎西内（隆）副委員長 そういうことで、検討していただきます。

◎明神委員長 そのときでいいですか。

◎西内（隆）副委員長 わかりました。

◎池脇委員 大体、国公立大学も平均 500 人ぐらいが定着して、この 500 人からさらにどう飛躍させていくのかということになりますと、高知市内の進学 3 校、それから中村高校と安芸高校で 5 校。特にここでの進学は、頭打ちの状況になってるのかなと。ここももう 1 段階上げなくちゃいけない。そのための対応をどうするかということと、もう一点、それ以外の郡部の学校での国公立大学の進学者をどうふやしていくのかということになると思うんです。各校を支援する対策でも何点か挙げられていますけれど、進学の開放講座は、当初できたときにはかなり期待されました。特に郡部校における進学のための学力向上を重点的にやろうということで、その地域の学校の進学希望者を拠点校に集めて、高いレベルの補習をしっかりと行う。これの今の実情と、さらにどう生かしていくのかということが大事かなと思うんですが、この対策の中には大学進学チャレンジセミナーを開催となっているんですけども、これは開放講座と違うのか、それとも開放講座の進化型なのかも含めて、少し説明をいただけますか。

◎藤中高等学校課長 まず進学講座でございますが、これは高知県進学協議会という外郭団体と一緒にやって行っているわけですが、現在、県内県立学校 11 校で、土曜日、あるいは長期休業中におきまして、英語、数学、国語、理科、社会の講座を開いております。そこを希望した生徒たちが集まっています。市内校については、ほぼ土曜日にほとんどの生徒がその進学講座を受けている状況がございます。市内校は当然ですが、現在は、委員が言われました、市内校及び安芸高校、中村高校だけではなくて、窪川高校、須崎高校、それから清水高校といったよりエリアを広げた形で、そういった学校でもこれをやりたいということで、現在 11 校で開放講座をやっております。そして地域の学校に希望者がある場合は集まってやっている状況です。そして進学チャレンジセミナーは、その開放講座とは別に、さらにより難関の大学を目指している子供たちが勉強を進めたらいいのか。そして先生方は、そういった子供たちにどういった指導方法がいいのかを、県外のスーパーティーチャーも講師に来ていただき、宿泊形式で合宿を行いながらやっていく新たな取り組

みでございます。それからもう一つは、この進学チャレンジセミナーとは別に、現在、窪川高校、梶原高校、中村高校西土佐分校、それから四万十高校の4校が同じような進学チャレンジセミナーというものをつくって、対象は、まさに県内の3大学にどういった形で進めていくのかということで、希望者を募って生徒と一緒に合宿をして先生方が指導を行い、そしてまた先生方もそういった講師を招いて指導法について学ぶといった取り組みも行っているところです。

◎池脇委員　そしたら開放講座もかなり成果も上がってきていると思うんですね。今もそれを継続されているということでもいいですね。それから、さらに高いレベルでの対応ということで、大学進学チャレンジセミナーを地域の学校の要望に応じて、この2本立てで郡部の高校の学力をしっかりと支えて大学進学につなげていくという対応ですね。これは非常に大事なことだと思うんですね。こういう補完的なことは、実際、郡部の学校では、先生方だけでは進学の学力向上は限界があるんです。だからこういう形で、しっかり学校の枠を超えて優秀な先生がそれを担当して、生徒のニーズにこたえていくのは非常に革新的でもあるし、重要な事業だと思いますので、ここはしっかり充実また拡充をしていくということで、ぜひ取り組んでいただきたい。そうすると、必ず国公立大学の進学がもっと高まってくるし、郡部の学校で国公立大学にも随分進学率が高まってくるよということになれば、地域の学校にも子供たちが定着をしていくということにも影響してくると思いますので、ぜひ、この点はしっかり対応をお願いしたいと思います。

それと、小中学校の学力の中で国語が非常に成果は上がってきていますね。これは本当に国語の表現の授業をしっかりとやっていこうと、先生方も努力が点から面に展開をされてきてるのではないかなと思うんですね。ですから、小中学校の先生方は、授業での言葉遣いもきちっと「てにをは」を使って、国語的な表現と言ったらおかしいかもしれませんが、そういう授業にもそれは生かしていける、その意識をきちっと持って授業をしていただければ、言葉はものを考えていたり、あるいは自分の意思を正確に伝えるために使える非常に重要なものですから、そこまでの意識もぜひ。各学校で国語の先生方、その趣旨は教科を超えて伝えて宣揚されていると思いますが、なおその意識が大事じゃないかなと思いますが、先生方の言葉の乱れが、こうしたせっかく成果が上がっている国語の学力を下げることになると思うんですが、そのあたりの現状はいかがですか。

◎長岡小中学校課長　委員の御指摘のように、教師の言葉は日々子供たちに影響してくるものだと考えております。そういった意味で、教師がいかに丁寧な、あるいはきれいな正確な言葉を使うのかは非常に大切だと考えております。そういった意味で、特に授業においては、正確な言葉を使いなさいという指導もしておるところです。そして、今お話しただいたように、やはり単に漢字を覚えるだけではなくて、それがどういうときにどのように使うのかといった指導もしております。さらには、今までは教え込みの教育が多か

ったんですけれども、子供たちがその言葉を使ってみずから考えて表現をするといった授業に徐々に変わることによって、国語の力も徐々に今ついているところです。

なお、言葉遣いについては指導してまいりたいと思います。

◎池脇委員 あと1点ですけれども、漢字の書き順の問題があると思うんですね。書き順が結構テストに出るんです。先生方によって書き順が全部違う。書き順を正確に覚えるということについては、書道が非常に大事だと思うんですね。国語の先生が一生懸命書き順を教えるけれども、社会科の先生は適当にやったり、崩したりすると、せっかく覚えた書き順がきちっと定着しないことになると思うんですね。書き順の定着について、書道との関係についてはどういう形でやっておられるんですか。

◎長岡小中学校課長 特に文字の書き方については、低学年でかなり丁寧には指導をしているところです。ただ、委員が言われたように、高学年になってあるいは中学校になって書き順がおろそかになってきている実態もあると思います。ただ、そういったことを心配して、特に、全国学力・学習状況調査の中にも、書写の試験問題が出たりしておりますので、再びこれについて各学校が注目してきているところだと考えております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

午後に予定がある委員もおられますので、昼食を遅らせて引き続き会議を続行しますので、御理解をお願いします。

#### 〈小中学校課〉

◎明神委員長 それでは、次に、「道徳教育について」、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡小中学校課長 それでは、小中学校での道徳教育の取り組みについて御説明をさせていただきます。

お手元の資料の小中学校課のインデックスのある4ページをごらんください。道徳教育の取り組みとして、道徳教育充実プランを掲載してございます。道徳教育充実プランでは昨年度から拠点となる4地域を指定し、道徳推進リーダーを活用しながら、各地域が主体的に、学校間の連携や家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道徳教育を推進してまいりました。さらに今年度からは、国の予算を活用して国の新しい道徳教育用教材、「私たちの道徳」や、県が作成した、家庭版道徳教育ハンドブックですが、「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用した授業研究や道徳参観日などの実践を活用推進校8校から県内に普及しているところです。

そしてこの4ページの中段にございますが、先ほど副委員長からも御指摘をいただいております、自分によいところがあると思う児童生徒は全国比較ですけれども、現在、小学校6年生では全国と比較して0.9ポイント、そして中学3年生については1.8ポイント高い状況もございます。なお平成19年度に調査した折には、両方ともマイナスポイントでしたので、このような道徳教育を通じて自尊感情の高まりが見られるところと考えております。

す。そしてこのような家庭・地域と連携した道徳教育が県内全域に広がり、それぞれの学校や地域の特色を生かして推進されることで、高知の子供たちの道徳性をさらに向上させていきたいと考えております。

以上で、道徳教育の取り組みについての説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈高等学校課〉

◎明神委員長 それでは、次に、「中高一貫教育について」、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 続きまして、資料の5ページをお開きください。まず、連携型中高一貫教育校につきましては、これまで、嶺北地域、津野山地域、大正・十和地域で連携型中高一貫教育を行ってまいりましたが、本年度より土佐清水地域の清水高校と清水中学校の間でも、連携型中高一貫教育を導入することになりました。これまで連携型中高一貫教育に取り組んでおりました、嶺北地域、津野山地域、大正・十和地域の3地域に共通した取り組みとしましては、中高教員の相互乗り入れによる交流事業、あるいは地域と連携した教育活動の展開などを行っているところです。課題ですが、平成25年度連携中学校の卒業生について、嶺北地域においては66.7%の生徒が連携高等学校に進学をしている状況はございますが、津野山地域では26.2%、大正・十和地域では36%と、連携中学校からの進学率を高めなければならないという課題がございます。本年度から連携中高一貫教育に取り組んでおります、土佐清水地域の状況につきましては、中高一貫教育の取り組みの柱としまして、特に基礎学力の定着のため、中高教員の交流事業、本年度から英語・数学・国語の高等学校の教員が中学校へ入って一緒に授業を行うという形、そしてまた6年間を通じたキャリア教育の推進ということで、合同のキャリア講演会などといった形で6年間を見据えた計画的・継続的な教育を行い、より充実した教育活動を行うよう支援を行っているところです。

次に6ページの併設型中高一貫教育校についてですが、現在、安芸中学・高校、高知南中学・高校、中村中学・高校の3校に設置しているところです。設置の趣旨としては、生徒一人一人の個性や能力、創造性などをより伸ばすことを目的にして、系統的・継続的な指導や高校受験の負担解消によるゆとりの中で、地域や家庭とのかかわりを深め、部活動、生徒会活動などを活発にさせるといったこととございました。さらに異なる年齢集団による6年間の学校生活の中で、社会性や協調性などを身につけさせるなど、人間形成の上でも効果がございます。取り組み状況としましては、キャリア教育の実施による進路への関心や学習意欲の向上や高校の内容を一部先取りした中学校3年生の教材の中での学習などがございます。併設中学校の入学者選抜につきましては、この春の入学者選抜におきまし

て生徒募集から入学定員に男女枠を設け、昨年度までの課題でありました、生徒の男女比の偏りにつきましては、男子志願者が増加し、受験の段階で男女の人数差が少なくなり、同数程度の選抜ができております。また、入学者募集での適性検査につきましては、現行の学習指導要領が求めています、学力観に基づいた適性を判断することが可能な問題に改善をしたところです。併設型中高一貫教育校の課題としまして、中学校3年生から高校1年生にかけて、学校生活への慣れから、学習状況等に中だるみの現象が起きるといった課題がございます。今後とも、中学校3年生の段階で目的意識を高め、意欲を持って学習に取り組みができるようキャリア教育を進め、生徒が学ぶ意義を知ることができるような授業改善を行うとともに、高校1年生への進級につなげていきたいと考えております。また、中学校3年段階における入試がないところに対しまして、学校独自の到達度把握試験を行うなど、生徒の学習意欲につながる取り組みを今後さらに進めていく必要があると考えており、そういった形で進めていきたいと考えております。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎池脇委員 中高一貫の併設型の場合には、県でしっかり対応はできると思うんですが、教育課程の一貫した形での活用がつけられていない現状があると思うんです。ここが非常に重要なことだと思うので。ここの中にもそれは出てないですね。キャリア教育で対応ということは出ていますけれども、じゃあそのキャリア教育でやるのに、6年間の教育課程をどうつくり上げるのか、そこをしっかりと特徴を出さないと、実がなかなか上がりにくいのではないかなと思いますので、その点について何度も指摘をさせていただいているけれども、今後も教育課程についての抜本的な見直し等は、6年間の教育課程の作成はどのようにお考えになっているんですか。

◎藤中高等学校課長 委員の御指摘の6年間のカリキュラムについては、現在の併設型中高一貫教育校ではなくて中等教育学校という、6年間通貫で外進生が入らない形の学校になれば、より6年間どういう形でカリキュラムを組んで、それを1年2年3年4年5年6年とやっていく形のカリキュラムの組み方は非常に組みやすいと思うんですけれども、併設型中高一貫校はどうしても高校から外進生が入ってくるという状況も踏まえながらの6年間のカリキュラムが基本になるかと思えます。そういった中で現状を見据えますと、中学校の3年間、高校の3年間と切れた状態のカリキュラムが基本になりながら先取りの授業という形がありますので、高等学校課としましては、今後、3校の中高一貫併設型の学校については、そこの部分も中学校と高校のつながりをもっと強くした教育カリキュラムを組み、そして中学校は中学校として、それを達成するために3年間何をするのか、より実際のカリキュラムもそういう融合ができるよう、より研究もし、各学校と協議しながら、その方向に進めていきたいと思っています。現状は、そこの部分が切れている状態になっておりますので、そこはやっていきたいと思っています。

◎池脇委員 中高一貫の先進校は私立学校です。私立学校の進学校は、先行して進学実績をしっかりと出している。その学校でも外進生は受け入れているんですね。基本的な中心的なものは6年一貫のカリキュラムをつくっていて、高校1年で入ってきた外進生に対する補習体制とかは仕組みとしてはでき上がっているんですね。公教育だからそのあたりができないのか気にはなっていたけれども、私立学校がきちっとできていて、別に混乱が起きているわけじゃないので、そこは見習うことができないのかなと思うけれども、その点はいかがですか。

◎藤中高等学校課長 文部科学省が示しております、併設型の中高一貫教育校という一つの定義の中での学校は、現在、県立学校がやっている公立の学校です。私立学校につきましては、分類としては、併設型中高一貫校の形はとっておりますけれども、このグループには入れていないというのが文部科学省の考え方です。文部科学省の考え方に基きますと、中学校は中学校の学習指導要領に基づいてしっかりやる、高校は高校というのが、併設型中高一貫の基本であるという形の示し方をしています。ただ、中学校の中でどれだけ高校の内容を踏まえてやっていけるかということはカリキュラムの問題ですので、その部分は導入できると思いますが、3年3年で考えてくださいというのが基本になります。ただ、現状として、本県の中高一貫教育の再編振興の検討会の中でも、将来の進路を見据えた6年間の教育内容をしっかりやってほしいという声が多く出ております。そういったことを踏まえた場合に、よりその接続の部分をうまく接続できるような教育課程、そして6年間を見据えたということは、もっと研究して、より公立中高一貫でもやれるところはたくさんありますので、高知県教育委員会が主導し、また3校と連携しながらやっていきたいと思っています。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

#### 〈特別支援教育課〉

◎明神委員長 次に、「発達障害等のある児童生徒への対応について」、特別支援教育課の説明を求めます。

◎川村特別支援教育課長 それでは、発達障害など配慮を要する児童生徒の状況と対応について御説明を申し上げます。資料、赤いインデックス、特別支援教育課の1ページをらんください。

最初に(1)の現状でございます。資料に折れ線グラフがございます。配慮を必要とする児童生徒の在籍率は年々増加する傾向にあります。このうち、医療的な診断がある者は全体の3分の1程度という状況です。

こうした状況におきまして、教育的な対応、(2)でございますが、これらの児童生徒は通常の学級で学習することを基本としております。しかし、特別な指導や個別的な対応が必要な場合は、小中学校におきましては、通級指導教室、あるいは特別支援学級での対

応を行っております。さらに思春期以降に心身症、あるいは精神疾患などの疾病を発症する生徒も中にはおります。この場合につきましては、特別支援学校での対応も検討されることとなります。

こうした現状にごさいます、支援体制の整備ということで、(3)です。これまでの対応としまして、まず、全ての学校にコーディネーターを指名配置しております。また、校内委員会を置きまして、窓口と検討する組織を全ての学校に置いております。各学校の実態を把握していただくこととあわせて、教育センターなどとも連携しまして、校内研修や年次研修で、特別支援教育について、あるいは発達障害のお子さんへの基本的な対応について、研修をしていただいております。現状ではほとんどの教員が受講しているという状況です。

(4)です。こうした校内整備とあわせまして、県教育委員会では、学校を支援する医師とか言語聴覚士などの専門家から成る組織づくりを行いまして、学校の要請に応じて、学校に専門家のチームを派遣して相談支援を行う事業を推進してまいりました。さらに、教育事務所に専任の指導主事を配置。また、県内の3つの特別支援学校を重点支援校、地域支援の拠点校と位置づけまして、専門の相談員が地域支援を行うような、学校支援の一層の充実を図ってまいりました。現在も100件を超える、年度によっては200件近い相談依頼にも対応しているところです。

平成23年度からは、これまでの取り組みを一定整理いたしまして、一層の充実を図るために指針を策定しまして、現在取り組みを進めております。現在、特に重点化して取り組んでおりますのは2点。1点目は、配慮を要する子供に早く気づいて支援をして、就学前から高等学校まで支援をつなぐ仕組みを構築すること。もう一点は、ユニバーサルデザインに基づいた授業実践、授業改善の推進です。2ページをごらんください。現在、この2点をモデル中学・高校、県内3地域に指定をいたしまして、総合的な実践研究を幼稚園・保育園・小中学校で推進しております。高等学校につきましては、学校を指定し、実践研究を行う形で取り組んでおります。また、高等学校におきましては、平成23年度の指針策定以前から文部科学省のモデル事業なんかも受けまして、研究を進めているところです。

最後に、人材育成としまして、これまで基礎的な研修はしてまいりましたがけれども、現在は経験やスキルに応じた研修の充実という点、さらに一層高い専門性というところで、大学等への派遣を行いまして、専門性の高い人材育成と効果的な活用というところで、現在進めております。

以上、現状と対応について御説明申し上げます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 学校の支援組織の整備ということで、言語聴覚士あるいは臨床発達心理士等の皆さんで学校支援チームを組織すると書かれてありますが、植物をみずから育てて、き

ちっとお世話をすることによって精神的安定性と、身体障害者の方であっても、園芸療法をやると、指先だけでも動けば、非常に精神的な部分で達成感を感じて、自分が存在をすることによって植物を生かすことが人間の自分の存在意義みたいなものをきちっと自覚できて、他を思いやる心もできてくる。アメリカなんかでは、この園芸療法は大変発達してきているんですが、小学校のときには花壇でいろいろやったりしてるんですが、園芸療法までの高みの視点でもって、植物を栽培する授業はされていないかなと。ただ親しむ段階でとまっていると思うんですが、特に発達障害の子供さんについては、しっかりした診療の視点からそうしたものに触れ合って、授業のカリキュラムの中で生かしていけば、そういう質の高い対応をしていければ効果が出るのではないかなと思うんですが、そうした点での研究は今されておられるんでしょうか。

◎川村特別支援教育課長 先ほど御指摘がありましたとおり、植物を育てる、あるいは学校の教室の中で生物を育てるところにつきましては、児童生徒の情緒の安定に、非常に効果的だということは把握しておりまして、そういった実践を進めている学級もあると聞いておりますけれども、この相談支援の専門家のチームの中で、具体的にそういったところの助言はまだ十分ではないと感じております。

◎塚地委員 1点だけ。発達障害の児童生徒がふえてきて、現場は相当大変だというお話を結構あちこちから聞くんです。視察に回らせていただいたときに、マンツーマンで落ちついてもらうことがすごく大事ですというお話も現場で伺ってきて、本当に1人に1人が対応するぐらいで気持ちを安定させて、学級に戻ってもらうというやりとりが必要だと思うんです。まさに先生の人的配置が重要になってくるのかなと思うけれど、そこは小中学校の現場での困難性なので、そこそこちらの課との関係はどうなりますか。

◎川村特別支援教育課長 人的支援につきましては、特に小中学校におきまして、学習支援員という形で制度化されております。これは、国から地方交付税交付金措置がされておりまして、年々活用が進んでおります。こうしたことで人的支援をしておりますし、学校の課題に応じて、小中学校課から加配教員なども措置がされております。

◎塚地委員 学校現場へ伺ったときに、町の教育委員会の御配慮で人もいただいていたみたいなお話があって、ぜひその部分を引き上げずに厚くしてもらいたいと御要望もあつたので、目配りもぜひしていただきたいとお願いしておきたいと思います。

◎川村特別支援教育課長 学習支援員につきましては、年々予算の拡大が図られております。これについては全国から国に要望が上がっておりますので、今後も拡充していくと考えております。

◎浜田委員 関連ですけど、発達障害の世界的な権威であるスウェーデンのヨーテボリ大学のクリスチャン・ギルバーク博士の監修に基づく、発達障害を研究するセンターを今立ち上げていますよね。今どういう状況なのか、わかる範囲で。例えば、向こうへ高知大学

かどこかから送り出している方も向こうにおいでと思うんですが、マンパワーを育成するという意味においてどういう状況なのか御紹介いただきたい。

◎川村特別支援教育課長 現在、発達障害を診断される医療関係者、医者、医師が、非常に少ない状況ということで、受診を希望しても半年から1年ぐらい待たないと初診は見えない状況があるということで、ギルバーグの研究センターが立ち上がって、まずは診断のできる専門的な医師を育成するということが今取り組んでおられるとお伺いしております。

◎浜田委員 今、塚地委員がおっしゃられたように、子供がどんどんふえつつあるんで、余り悠長なこと言ってもだめかなと思いますけれども、徳島県なんか取り組みが既に進んで、キャリア教育も含めてできる施設ももうできていますので、先進事例を見習って高知県もこれに対応できるような施設を早急に立ち上げないといけないと、この間からずっと思っています。今スウェーデンから多くの学生さんが高知大学の連携研究センターを通じて、この間も県議会へ見えたんですが、スウェーデンの発達障害関連の学生があんなに大挙して押し寄せることはめったにないんで、その関連でおいでしているのか、情報をつかんでいますか。

◎川村特別支援教育課長 9月に特別支援教育学会がございまして、ここで先ほどのギルバーグ先生から御講演もいただくようになっております。その関係もありまして、現在、スウェーデンからいらしているのではないかと思います。また、高知大学にはギルバーグ先生と非常に近い准教授もおられまして、今年度から高知大学に7名ほど特別支援の高い人材を養成するというところで、1年制の大学院ができましたので、そちらに県下から7名を派遣しているところです。

◎浜田委員 ギルバーグ博士の御講演なんかは県下の関心のある先生方にもお声をかけて皆さんに集まっていたけるようになっていきますか。具体的にいつごろ開かれるのか。

◎川村特別支援教育課長 正確な日には失念してしまいましたけれども、今、附属特別支援学校の副校長が県下の広報の担当をしておりますので、県下の各部署にポスターを送付もさせていただいて、広報を回しているところです。

◎土森委員 これも最近随分ふえて。私は知的障害児の施設を持っています。発達障害の人たちが利用率が高くなってきてますね。今、大事なことは、こういう子供たちは必ず大人になるということです。大人になったときに就職につなげていかないといけないわけですね。こういう障害を持った人たちは、作業所なんかで働いていただけてますけれど、ルール、マニュアルをつくったらそのとおりにやるんですね。少し間違えると混乱して、もう一切いかなくなります。社会に出て働ける人材ということも念頭に置いて、教育の現場でも対応していくことが非常に重要じゃないかと感じています。そういう方向性というのは持っているんですか。

◎川村特別支援教育課長 こういった配慮を要するお子さんの大きな課題は、先ほど御意見をいただきましたルールであるとかマナーであるとか規律であるとか、そういったことを中心にした社会性、あるいは人間関係をいかにつくっていくかというところに弱さがある子供たちです。そのあたりをしっかりとプログラムして、しっかりと指導していくというところをあわせて今進めているところです。

◎土森委員 非常に重要なことでしてね。ルールづくり、そして作業工程ですね。工程なんか決めたら、本当に健常者よりも間違わずにやります。作業も速いし。そういう状況が現場であります。そういうことも踏まえながら今説明がありましたが、ぜひそういう方向で、この子供たちは近い将来社会人になって働く場を求めていくわけですから、ぜひ教育の現場でもしっかりそういう方向性を持ってやっていただければと思います。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

#### 〈人権教育課〉

◎明神委員長 それでは、次に、「いじめ防止と自殺が起こった場合の対応について」、人権教育課の説明を求めます。

◎赤間人権教育課長 人権教育課から、いじめの防止と自殺が起こった場合の対応について、御説明をさせていただきます。人権教育課のインデックスがついた資料の1ページをお願いします。

本県におけるいじめの現状ですけれども、平成22年度から平成24年度の本県の公立学校におけるいじめの認知件数及び解消率をお手元の資料にお示ししております。平成24年度の状況につきましては、平成23年度に滋賀県の大津市で起きたいじめによる自殺事案を受けまして、教職員の危機意識が全国的に高まり、本県においても認知件数や解消率が大きく増加をしているところです。

これまでの対応ですけれども、大津市の事案を契機としまして、昨年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しまして、昨年10月にはこの法律に基づく国の「いじめ防止基本方針」が示されたところです。こういったところを受けまして、県としましては、本年3月に「高知県いじめ防止基本方針」を策定をしまして、この基本方針に基づいて、いじめの未然防止、早期発見、そして実際にいじめが起きた場合の対処といった観点から対策を総合的に推進しているところです。

具体的な取り組みの内容につきましては、1ページの中ほどから2ページにかけて、主な取り組みとして記載をさせていただいております。まず、いじめの防止の観点からは、各学校におきまして、先ほど話にありました道徳教育、あるいは人権教育などといった、児童生徒の心を耕す教育を計画的、系統的に推進をして、いじめを生まない集団づくりに取り組むことを行っております。また、児童生徒の自己肯定感や自己有用感、そして社会性を育むことを意識しました開発的生徒指導の推進に向けまして、推進校を中心とした先

進的な取り組みの展開と、実践成果の各学校への普及に努めているところです。また、各教員の対応力を向上させるために、毎年、各学校におきまして、いじめに関する校内研修を実施することとしておりまして、各学校からの要請に応じて、講師として県の教育委員会からも指導主事が研修に参加し、指導助言に努めているところです。

また、いじめは実際、教員を初め大人の目の届かないところで発生をしていることが多いということですので、いじめの早期発見のために、児童生徒に対するアンケート調査の定期的な実施によって実態把握に努めるとともに、スクールカウンセラーや心の教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーといった方々を各学校や市町村に配置しまして、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制の整備充実を図っているところです。

そして、実際にいじめが起きてしまった場合の対処といった観点からは、児童生徒の生命にかかわるような事件・事故が発生した際の対応例を示したマニュアルを各学校に配布するとともに、各学校において実際にこうした緊急事案が発生した場合には、必要に応じて外部専門家などから成る緊急学校支援チームを県の教育委員会から学校へ派遣をしまして、専門的な見地から助言を行うこととしております。また、2ページにございますけれども、去る6月県議会で御審議をいただきました、高知県いじめ防止対策推進法施行条例に基づきまして、県の教育委員会の附属機関として、「高知県いじめ問題調査委員会」を設置しまして、県立学校で発生しました重大事態に対する事実関係の調査を行うための組織を整備したところです。

取り組みの成果、課題についてですけれども、こういった一連の取り組みの結果、まずは教職員の意識の向上が図られ、そういったものを通じて各学校におけるいじめの積極的な認知につながっていると考えております。また、いじめ等の未然防止の観点に立った開発的生徒指導の意義につきましては、推進校での取り組みの普及、あるいは各種会議での周知などを通じまして、学校関係者の理解が一定程度浸透しつつあると捉えております。一方、課題としましては、いじめが教員に見えにくい、大人に見えにくい、いじめの潜在化、あるいは深刻化が進んでいることから、学校だけではなく、家庭や地域、関係機関・団体との連携・協働による、県民総ぐるみでの取り組みを推進していく必要があると捉えております。また、県と同様に、市町村立学校を所管する市町村においても、いじめによる重大事態発生時の体制を整備することや、各学校におけるいじめ問題への対応力の向上に向けた継続的な取り組み、こういったものを進めていくことが必要と考えております。

今後の対応につきましては、まず、県に設置をいたします、「高知県いじめ問題対策連絡協議会」を中核としまして、関係機関・団体と連携しいじめ防止に向けた取り組みを推進していくとともに、12月に開催を予定しております、「いじめ防止子どもサミット」を一つの契機として、児童生徒の主体的な活動や県民の意識啓発につなげてまいりたいと考えております。また、県立学校において重大事態が発生した際に、適切でスムーズな対

応ができるよう、報告の手續や事実関係の調査方法、あるいは調査実施の手續等について整備を図るとともに、市町村においてもいじめの防止等のための組織を整備することが急務となっておりますことから、各市町村の検討状況も踏まえながら、早急に体制整備に向けて適切に指導助言を行っていきたいと考えております。さらに、校内研修における助言や、校長、生徒指導主事などを集めた各種会議における情報提供などを通じまして、各学校におけるいじめ問題への対応力についても継続的に向上させるように努めてまいりたいと考えております。

人権教育課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

#### 〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 次に、室戸市から要望のありました、「高知県立室戸高等学校前のバス停留所の新設・改善について」、学校安全対策課の説明を求めます。

◎沢近学校安全対策課長 学校安全対策課と赤いインデックスのついたページをおあけいただきたいと思えます。室戸市から、室戸高校前のバス停留所の新設・改善について、陳情がございました。

本年度現在、室戸高校でバスを通学に利用している生徒は 25 名です。全校生徒は 159 名です。このバス停周辺で生徒が危険な状況に遭った、あるいは事故に遭ったという報告は、現時点で受けてはございません。

次に、意見も含めました措置状況です。御提案のロータリーの整備などを含めますバス停留所の改善が図られますことは、生徒の安全の向上のため一定の効果があると考えております。しかしながら、先ほどの現状から、直ちに対応が必要な状況にはないと思われますことから、今後の対応につきましては、御提案の室戸市や関係機関、これは道路管理者、警察、あるいは県の公共交通部門になろうかと思えますが、互いに調整を図りながら検討してまいりたいと考えてございます。当然のことですが、室戸高校の生徒の安全の確保に関しましては、引き続き交通安全教育を徹底してまいりたいと考えてございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎加藤委員 現状、バス通学の生徒が当該バス停とその周辺で危険な状況になったことがあるとの報告は受けてないという中で、下に生徒の安全の向上のために一定効果があると思えますというのは何か矛盾してるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

◎沢近学校安全対策課長 事故報告等は受けてございません。また、事故に近いヒヤリハットの事例という報告も現在受けておりませんが、バス停と学校の間を横断することは当然でございますので、より環境が整うということは望ましいことだと考えてございます。

◎加藤委員 そしたら、現状のところの書き方をもうちょっと工夫したほうがいいんじゃないかなと思いますけれど、いかがですか。

◎沢近学校安全対策課長 少し乱暴な表現であったかと思いますが、事故報告等は受けてないということです。

◎浜田委員 バスの運転手から、非常に危険だから子供を巻き込む可能性もあるんだという要望は来てないですか。安全運転上支障が出るような今のバス停の構造なんで、これを早く改善してほしいという要望はないですか。

◎沢近学校安全対策課長 学校長に確認をしました。バスの運転手からという特定はしてませんが、どこかから改善の要望が出ているか確認をしました。特に出てはございません。

◎加藤委員 要望の書きっぷりを覚えてないけれど、危険な状況になったことがあるとの報告は受けてないところに関して停留所を改善してくれというのも不思議な話じゃないですか。要望書と現状の整合性はどう受けとめていますか。

◎沢近学校安全対策課長 要望書の中では、現在、生徒たちの教育環境として心配しているのは安全な通学手段の確保についてであるという表現ですが、このあたりの精密な意味合いは確認していませんが、要望書とは別途、室戸市長からお聞きしているのは、室戸高校のところはバス停の上り下りと両方あって、バス停が両方にあるのが通常の形でありますけれども、4路線ありますが、4路線ともに室戸高校で折り返し運転をする。終着地点のような形になっています。ゆえに、バスは室戸高校を過ぎたあたりで回転をする必要がございます。その回転のする場所がないために、室戸高校の向かいのホームセンターの駐車場を利用しているということで、駐車場利用そのものは高校生にとって危険とは言えないようにも思いますが、公共交通のありようとしては理想的な姿ではないのかもしれない。そういったことが室戸市にとっては最初の課題意識としてあって、仮にそういったことも含めたロータリーの抜本的な整備ができれば、高校生にとっても安全につながるのではないかと趣旨で口頭ではお伺いをしたことがございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

#### 〈幼保支援課〉

◎明神委員長 次に、安芸市からの要望のあった、「子育て支援、少子化対策における地域格差の是正について」及び「保育士の受け持ち児童数・運営経費の見直しについて」、幼保支援課の説明を求めます。

◎原幼保支援課長 安芸市から要望のありました2つの項目について、御説明させていただきます。お手元の資料、幼保支援課の1ページをお願いいたします。まず、子育て支援、少子化対策における地域間格差の是正として、多子世帯の保育料に関し、同時入所でない第2子、第3子の保育料の軽減を国に要望することについて御説明をさせていただきます。

国の制度の現状ですが、保育所については、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所や幼稚園などに入所している場合、第2子が半額、第3子以降は無料となっております。また、幼稚園については、2人以上子供のいる世帯で上の子供が小学校3年生までであれば、幼稚園に入園しています第2子、第3子以降の保育料が無償となる補助制度を設けております。保育所とは違って小学校3年生までとなっているのは、幼稚園に入所できる時期が満3歳以降であることから、保育所と同様の期間とするため、小学3年生までの幅が広がられているものです。

次に、本県の状況ですが、平成21年度から多子世帯の保育料を軽減する県単の補助制度を設け、同時入所にかかわらず、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降3歳未満児の保育料を軽減する市町村に対し助成を行っているところです。なお、高知市は本年度から県とは別に独自の判断で第1子が保育所等に入所している場合の第2子の保育料を軽減し、無料化をしております。県の補助金に話が戻りますが、補助対象施設としますと、保育所・幼稚園だけではなく、認可外保育施設も対象としているところです。

2ページをお願いします。意見及び措置状況ですが、少子化対策は国家的課題として位置づけ、国が総力を挙げて取り組むべき課題だと考えております。しかしながら、保育料の軽減に関する国の現在の制度では、同時入所の条件や認可外保育施設が対象となっていないなど、対象者が限定されておりますことから、安芸市から御要望がありましたとおり、制度の拡充が必要であると考えております。このため、国に対しまして、全国知事会を通じて、同時入所要件の撤廃など、子育て支援施策の充実について提言を行ってまいりました。本年度につきましては、全国知事会として少子化非常事態宣言自体を宣言し、少子化対策の抜本強化を国に要請したところです。第3子以降への重点的な支援として、同時入所要件の廃止と対象の拡大なども要請したところであり、今後も保育所や幼稚園などに係る経済的負担の軽減による子育て支援、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3ページの保育士の受け持ち児童数・運営経費の見直しについて、説明させていただきます。安芸市からの要望としまして、保育士配置基準を見直し、受け持ち児童数の引き下げを行うこと、そして人件費等の運営算定経費の引き上げを行うこと、この2つの項目について国に強く要望することが上がっております。現在の保育士の配置基準は、表のとおり、子供の年齢によりまして、例えば、乳児であれば、乳児3人に対し保育士1人を配置しなければならないという基準が定められております。

意見及び措置状況ですが、来年度スタートします「子ども・子育て支援新制度」における公定価格について、国においては、基本単価の引き上げとともに、新たに加算措置を設ける検討などが進められているところです。安芸市から要望のありました、保育士の配置

基準について、まずは、3歳児について、児童20人に対し保育士1人という現在の国の基準よりも手厚く、児童15人に1人の保育士を配置する施設に対しては加算措置が設けられる予定となっております。また、職員の勤務年数に応じたさらなる給与加算も検討されているなど、他の加算措置とあわせ、運営費の改善を図ることも検討が行われております。これまで、国の「子ども・子育て会議」において、全国知事会を通じて、保育士の配置基準の見直しや職員の処遇改善などを強く訴えてまいりましたが、今後も国の動向に注視しながら、必要に応じ国に対し要望等を行ってまいりたいと考えております。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈小中学校課〉

◎明神委員長 続きまして、教育委員会から、2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、「教職員の不祥事について」、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡小中学校課長 教職員による不祥事の事案がございましたので説明をさせていただきます。総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスのある1ページをお開きください。この事案は、女子生徒に不適切な行為を行った公立中学校の男性講師27歳に対して免職とする懲戒処分を行ったものです。その概要につきまして説明をさせていただきます。

平成26年4月2日から県内の公立中学校で勤務をしておりましたこの男性講師は、昨年度の10月ごろ、以前勤務をしていた学校の被害生徒A子を含めた複数の生徒と個人的に携帯電話でメール等のやりとりをすることになりました。同講師はA子とメール等でやりとりをする中でA子に好意を抱くようになり、平成26年3月末ごろにA子と直接会って話をすることを提案しました。そして、平成26年4月ごろになりまして、2度にわたってA子と自家用車でドライブに行き、車中においてA子を抱き締め、また、体をさわるなどのわいせつな行為を行ったものです。同講師の行ったこれらの行為は、子供の人権を侵害する極めて悪質なものであり、教員としてはもとより、社会人としてあってはならないものです。子供たちの尊厳を率先して守り、その成長を支援していくべき教員がこのような行為を行ったことの社会的影響ははかり知れず、教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものであって、到底許されるべきものではございません。そのため、平成26年7月25日付で同講師に免職の懲戒処分を行いました。今後、私ども一人一人が公務員としての職責の重さを自覚し、教育公務員としての高い倫理感の確立や人権意識のさらなる向上に向けて取り組むことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田委員 発覚した経緯だけ教えてください。先生の自主申告なのか、子供の申告なのか。

◎長岡小中学校課長 新年度に入りまして、各学校を小中学校課の管理主事が訪問をするようにしております。この学校においても7月の初めに管理主事が訪問した折に、校長から我々に、この講師については子供たちとメールのやりとりをしている様子があるとうわさを聞いているという話が入ってきまして、小中学校課が地教委を通じて、どういうメールをやりとりしているんだという調査をし始めました。その中で、本人から申告があったといったことが経緯になっております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

#### 〈高等学校課〉

◎明神委員長 それでは、次に、「県立高等学校再編振興計画について」、高等学校課の説明を求めます。

◎坂本高等学校課企画監 県立高等学校再編振興計画の策定につきまして、御報告させていただきます。総務委員会資料、報告事項にございます、高等学校課の赤いインデックス、資料の2ページをおあげください。前回、7月1日に御説明させていただきました以後の状況を御説明させていただきます。7月8日の第7回教育委員協議会では、その前、6月3日の第4回教育委員協議会での御意見にございました、須崎高校の関係者の皆様からの進学対策をしっかりと行うということと、須崎工業高校の関係者の皆様からの校名と4学科を残してほしいという御意見に対しまして作成しました資料が、次の3ページの資料となっています。このときの御意見としましては、1年生からの難関大学クラスの設置を望むという御意見ですとか、ハード整備を含めて統合に向けた取り組みをしっかりと進めてほしいという御要望がございました。それから、統合につきましては、両校の関係者の皆様方には一定の御理解をいただけたものと考えております。その他のところもございますように、須崎市、中土佐町、津野町の小学生、中学生の保護者を対象に、7月18日に須崎市内の会場で両校の統合についての説明会を開催しました。そのときの御意見としましては、統合後に広範囲から通学しやすい公共交通の充実ですとか、南海地震対策として、地域の避難所として活用できる体育館等の整備の充実を望むといった御意見がございました。今後は計画策定後の両校の関係者の御意見をお伺いしながら議論を深めていき、いただきました御意見を今後の新しい学校づくりに生かしていきたいと考えております。

次に、高知南中学・高校と高知西高校の統合に関しまして御説明します。資料の4ページをおあげください。1月27日にお示ししておりました、たたき台では、高知南中学・高校と高知西高校の生徒が統合完了までそれぞれの学校で学び終える案でした。この案のメリットは、両校の生徒がそれぞれの学校で入学から卒業まで一貫して学校生活を送れると

いうものです。これに対して、6月17日の第6回教育委員協議会で、高知南中学・高校の関係者の皆様から高知南中学・高校と高知西高校の統合の仕方について、下級生がいない期間が長くなることへの対応や、より統合感のある統合の方法となるよう、たたき台とは別の案を示してほしいという御意見がございました。

資料の5ページをおあげください。これを受けまして、そのことに対応するために作成した案です。この別案では、左にあります、高知南中学の募集停止を3年間延ばしますことで、中学と高校が同時期に募集停止となることにより、下級生のいない期間が平成33年・34年の2年間となり、先ほどのたたき台の4年間から半分に短縮できる案となっております。高知南中学校に入学する生徒は、基本的に高知南中学校から高知西高校統合後の高等学校の普通科に入学し、併設中学校からは高知西高校・統合後の高等学校のグローバル教育科に入学します。また、高知西高校や統合後の高等学校からこの別案を考えたときに、基本的にはたたき台と同じ形となっております。別案のメリットとしましては、右下の下から2つ目のアンダーラインにありますように、グローバル教育科を目指す生徒と高知南中学校から統合後の高等学校の普通科を目指す生徒がお互いに競い合うことで、中高一貫校の課題でもあります中学3年次の中だるみを防止し、学力向上につなげることが可能となります。

次に6ページをおあげください。先ほど御説明しました別案の統合案に関連しまして、高知南中学校及び併設中学校から高知西高校・統合後の高等学校への進学の方法について御説明します。平成30年から平成32年に高知南中学校に入学します生徒は、中学校に入学する段階から統合後の併設中学校と同様の適性検査問題で入試を実施し、入学後には学力定着把握検査を毎年行うことで、個人に応じた学習支援を行ってまいります。また、高知西高校・統合後の高等学校と連携して、教員が両校の生徒を指導することで、しっかりと学力定着と高校入学時の円滑な学習支援につなげてまいります。3年間、高知南中学校で学んだ生徒は、卒業時に、学力定着状況や社会性、生活面等を総合的に評価した上で、基本的に高知西高校・統合後の高等学校に入学いたします。

次に、7ページをおあげください。高知南中学校の関係者の皆様からは、将来統合する高知南中学・高校には受験者が少なくなるのではないかと御意見がございしますが、教育環境の充実策を行うことで、これまで以上に多くの受験者に希望される、よりよい学校となるよう、しっかりと支援します。そのための具体的な取り組みとしまして、平成27年度からは、高知県教育センターのグローバル教育の研究校としまして、担当の指導主事が常駐することで、教員の体制を整え、教育活動の強化を図ってまいります。さらに、生徒が減る前年の平成32年度からは教育センターの機能の一部を移転して、全ての教育活動を支援する体制を整えてまいります。次の心のケア対策、キャリア教育支援員や外国語指導助手の増員ですとか、留学への支援などを積極的に行うことで、生徒数が減る中でも教

員数を十分に確保することで、しっかりと教育環境の充実策について支援してまいります。

このほか、高知西高校の関係者の皆様から、統合後の中高一貫校の施設整備に関する御要望がありましたので、統合が決まりましたらこうした御要望も踏まえまして、今後のグローバル教育の本県の牽引役となります中高一貫校としてふさわしい学校となるよう、施設整備の検討をしたいと考えております。なお、統合後の中高一貫校の校名等につきまして、両校の関係者から相反する御意見をいただいておりますが、まずは本質的な問題がある統合のあり方を決定した上で、校名等につきましては、その後、実際に統合するまでの間に統合していく方針について御理解をお願いしているところです。今後は、高知南中学・高校と高知西高校の関係者の皆様とも引き続き協議をしながら、説明と意見交換を行う予定としておりまして、その上で教育委員会としての考え方を整理した後、県民の皆様からも幅広く御意見をお伺いした上で、県立高等学校再編振興計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

以上で、高等学校課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎池脇委員 1点だけ。最後の案のところですね。上に平成27年度からの目標というので、3年後、6年後、8年後。国公立大学の合格者は30人、40人、40人。それから大学等への進学率55%、60%、60%。大学進学等というのは専門学校も入るんですか。そのところ。

◎坂本高等学校課企画監 大学と短期大学までになっております。

◎池脇委員 この目標というのは、実現可能だということを立てておられると思うんですけども、そのための、例えば進学指導というのは、この下の中のどこに入るんですか。

◎藤中高等学校課長 具体的な国公立大学の合格者の人数、あるいは大学への進学率を上げていく部分については、こういった全体を進めるとともに、ここには入れておりませんが、キャリア教育、国際理解教育を進めながら、まずは基礎学力をしっかりと身につけさせる。そして中1から中3にかけてしっかりと力をつけ、高校に上がっていく段階に、その中だるみをなくすための中学・高校の接続の強化、そして、高校からの3年間において、進路目標に向けて進むための学力向上の対策ということで、現状としては、高等学校課として全体で行っているものを、高知南高校でもさらに積極的にやっていくというところで、学力向上は進めていきたいということです。

◎池脇委員 教育課程の充実のところ、国語、数学の少人数指導の拡大と、国際理解教育の充実で、外国語の指導助手の増員を2名から4名。それから、平成30年以降は4名から5名。さらに留学支援で派遣枠を1名から5名、平成30年以降は5名から10名という対応をして、子供たちの目線をしっかりとグローバル化に向けていこうという提案をされていると思うんですが。そういうところに関連をするのかなとも思ったんですけど、ここ

のあたりの中身はどう捉えたらよろしいですか。

◎藤中高等学校課長 まず、先ほど委員から御指摘がありましたように、中学校段階から国語、数学といった基本教科のしっかりした学力をつけていくという意味で、少人数習熟度別学習を入れていきながら、拡大してやっていく。それから、国際理解教育とともに、ALTをふやす、あるいは留学への支援という部分のベースには、英語教育を中学校の段階から語学力をつけていく。そして、それに基づいて、留学への支援、あるいはできるだけネイティブスピーカーなんかと語学力を高めていくといったところと一緒にやっていきたい。それが学力向上にもつながっていくということで、高知南高校については、英語教育とそれらをしっかりベースにし、そして基礎学力をしっかりと進めていくというところをもとにしながら、国際理解教育あるいはキャリア教育をその上でしっかりと進めていきたいと思っています。

◎池脇委員 すると、その下にあります、プレゼンテーションの論文の書き方等を授業に導入、これが探求教育の方法を導入してしっかりした問題意識を持たせていくことをやっていこうと理解していいですか。

◎藤中高等学校課長 委員が言われますように、グローバル教育を高知南中高等学校でもやっていく。そのためには物事を考える考え方、あるいはコミュニケーション能力、あるいは人間、いろいろな部分を育てていくためには、まずプレゼンテーション、あるいは物事を相手に伝えるための論文の書き方、そういったものをやるための課題研究。高知南高校にはマネジメント学習というベースのものがありますので、それをしっかりと探求型学習に発展させていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 一つは、高知南高校と高知西高校の統合の関係ですけれども、報告の中で、統合後の校名などについては相反する考え方が示されていると。しかし、その課題については、統合が決まって後に考え方を示していきたいというお話だったと思うけれども、教育委員協議会の中で話し合っていると、県教育委員会の姿勢がまだ関係者にとっては納得のいかない部分としてあるとお感じだと思うんです。そここのところを、今言うような形でずっと臨んで行ったときに、果たして両校の理解が得られるのか。結局、一方で、高知西高校は、まずは高知南高校を説得してから来てくださいみたいな話がある。ところが、高知南高校を説得しようとしたときに、今言うような相反する考え方のところでなかなか理解してもらえないとしたときに、今、教育委員会が言うスタンスで議論をしていったら、そのことがネックになって、今以上の話が進まないというのもありはしないかと受けとめているんですけれども、その辺をどうお考えなのか、お聞かせいただきたいというのが一点。

もう一点は、今回示されたこの案について、どこまで理解が深まっているのか。今回示した、たたき台の別案についてはどれぐらい理解がされているとお考えか。その点について

てお伺いしたい。

◎**田村教育長** まず、最初の名前が決まらないことについてのお話ですけれども、申し上げているのは、確かに名前は両校の関係者にとって大事だということは十分理解しています。ただ一方で、高知南中学・高校の関係者は、まずは高知西高校という名前は変えることをはっきりさせろと言っておられる。一方で、高知西高校の関係者の皆さんは高知西高校という名前を変えないことを約束せよとおっしゃっているので、そこは、今の時点で幾ら議論をしても水かけ論にしかならないと思っています。そのことよりも、まず我々、今回再編振興計画を進めさせていただいているのは、いかに高知県の高校の教育環境を充実していくかという議論をさせていただいておりますので、そのためにどういうあり方がいいのかという議論をさせていただいて、それを決めさせていただいた上で、名前については両校の関係者の皆様の御意見もお伺いしながら、県教育委員会として最終的に決めさせていただくというやり方しかないのではないかなと思っていますところなんです。これについては、確かに現時点で十分御理解いただけているとは思いませんけれども、一定御理解いただけている方もおりますので、なお、お話をさせていただき御理解を賜るように進めたいと思っていますところなんです。

それから、今の案についてどれだけの理解が得られているのかということですが、校名の問題はおいて言いますと、高知西高校の関係者の皆様からは、内容については一定の御理解はいただけているのではないかなと思っています。高知南中学・高校の関係者の皆様については、前々回の会の中でお示しをしたときには少なくとも当初示した案よりもいい案だという評価はいただきましたが、最終的に現状でどうかといいますと、やはり統合そのものについて否定的であったり、あるいは仮に統合するとしても、今説明させていただいた案とはまた別のやり方がないのかという御意見もあるところです。ただ、我々として、これまでずっと御意見をいただいてきて、今お示した案につきましては、基本の話としては、両校の現在の在校生、あるいは将来の生徒の教育環境を充実させていくということをお大前提にしつつ、統合先である高知西高校の関係者の皆様の一定の御理解がいただける中で、ぎりぎりの案かなと思っています。かなり煮詰まってきたのではないかなと受けとめはしております。

◎**坂本（茂）委員** そこが丁寧な話し合いの部分と、一方で、パブリックコメントを徴するという部分とで、もうこの案でいくんだと県教育委員会はもう決め切っているんじゃないかという声も聞こえてくるんです。本当にこれがパブリックコメントのたたき台になってしまうとしたら、今継続している話し合いというのが一体どうなるのかなとも思うわけですが、特に今回台風との関係で話し合いが延期されている状況もある中で、その辺はどう思いますか。

◎**田村教育長** 現時点で決め切っているとは申し上げませんが、ただ先ほど申しま

したように、高知南中学・高校の関係者の皆さんとは議論を3回やらせていただいて、高知西高校の関係者とは2回話をさせていただいた。その間に非公式のいろいろなお話し合いもさせていただいたり、かなり議論としては煮詰まってきたというか、意見は何ってきている中かなと思っています。今伺っている御意見の中から、これをさらに変える案はなかなか我々現時点では思い浮かばないのかなという感じではございます。

◎**浜田委員** 御苦労の跡がいっぱい見える。それは高知南高校も高知西高校もPTAの方々も一定御理解いただけていると思っています。4年間で2年間に短縮できたのは大きな成果だと思います。高知西高校なんかは、英語科はもう随分昔から高知県のどこからでも入学できる形だったですね。でも最近は、高知南高校も高知西高校も学区がなくなって、郡部からでもここを目指そうという子供も結構いると思うんです。そんなことから配慮をすると、もう進学を決める時期がどんどん近づいてきているので、そこから逆算をしていくと、秋ぐらいまでには具体的な方針を決めていかないといけないんじゃないかと思っています。そうになると、時間がうんと限られてきますので、積極的にしっかり県教育委員会もやっていただいて、拙速と言われぬように十分な議論を精力的に、台風の関係で延びたということですが、この後の議論をしっかりやっていただいて、もうそろそろ結論を出していくときじゃないかなと思っています。

◎**田村教育長** おっしゃるように、これまでも申し上げてきた、今委員からもお話ありましたように、10月なり11月には来年の高校進学の手を決める時期にもなってまいりますので、もし決めるとすれば、ここまでに決める必要はあると思っています。そういったことも念頭に置きながら、お話のあった丁寧な議論には、なお意は尽くしていきたいと思っております。

◎**土森委員** 統合とか合併とかという問題が出たら必ず異論が出てくる。しかしやろうとしていることは、子供たちにどういい教育を進めていくのかと。キャリア教育をどう進めていくのか。それが目的で。校名の問題も出ましたが、校名も大事でしょう。しかし、それよりも、どういう学校をつくるんだと。ここですよ。今ずっと説明を聞きますと、ほかの学校から見たら、あれはうらやましいなと思いますよ。ものすごくいい学校ができる。そういう学校をつくった、今までは高知追手前高校。これは県教育委員会の力でね。公立高校で一番いい学校をつくろうと、いい先生も集めて。そしてそこにはいい生徒が入ってくる。立派に高知追手前高校は目的どおりに今進んでいますよ。それに追いつけ追い越せと。新しい学校をつくったらね。そういう目標はありありとわかりますね。これは我々にとったら、子供たちにいい教育ができる高校だと思います。そうなってくると、いろんな意見はある。私も長い経験をしていますからね、政治家を。こういうことになったらいろいろあるが、しかし決断をしないといけない。今、タイムリミット、10月か11月という説明がありましたが、そうになると、もうそろそろこれでいきますよというものを出不さ

といけない。それと今まで10回の説明会をし、最初の計画・たたき台からいうと、随分両校の皆さんも納得のいけるところまで協議の結果が出てきているわけですから。早目に決めてやらないと、ここへ入っていかうとする子供たちのことも考え、この教育目標をしっかりとやらうとすることを考えたなら、早く決断すべきですよ。そうしないと前に進みません。我々はそう思っていますが、どうですか。

◎田村教育長 おっしゃることを踏まえて、我々としても精力的に検討を進めたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 本当にいい学校をつくりたいというんだったら、わざわざ統合してつからないといけないものなのか。例えば、高知西高校をそうしたというのに、わざわざ高知南高校を廃止して統合しないとなぜつけれないのかということですよ。結局、このことによって選択肢が狭められる子供たちだって出てくるわけです。そのことによって通学環境が変わったり、いろんな面で変わったりする。統合することによって、そういう子供たちも出てくるんですよ。いい学校をつくりたいという思いはわかります。つくったらいいです。けれど一方で、子供たちの将来への選択肢を奪うことにもつながるということを私はすごく心配をしています。県教育委員会としては、一定の時期はあるのかもしれませんが、あくまでも、これまで言ってきた丁寧な話し合いという中で、見切り発車的なことをして混乱を招くようなことだけはしないようにしていただきたい。より丁寧な話し合いを進めていく姿勢は堅持していただきたいと私は思っています。

◎田村教育長 なぜ統合かということにつきましては。

◎坂本（茂）委員 なぜ統合かというのは幾つも理由を出しているから、それを繰り返すだけでしょう。けど、本当に自分たちがこれからの将来の高知県の教育のこと考えて、お金もつぎ込む。そういう基本姿勢だったら、両校を残して、それぞれの特徴ある学校をやっていくことにどんとお金をつぎ込んでいくことを考えたらいいいじゃないですか。それができないから、こういうことをやろうとしているんじゃないですか。

◎田村教育長 両校を統合することに関して言いますと、これから高校の入学者が全体的に減ってくるという中で。

◎坂本（茂）委員 いや、理由を繰り返すんだったらもういいですよ。今まで理由は全部書いてきてるじゃないですか。

◎土森委員 いろんな意見があるのは当然のこと。坂本委員と私の意見は違う。しかし、両校を残してやるというわけにいかないから、それ以上にいいものをつくろうとしているわけだから。そういうことを考えたなら、計画どおりに進めていただくことが、ベストに近いと思います。

◎塚地委員 高知西高校でも内容的なことの議論も始まっていると思うんですけれど。今回の中学校を高知西高校につくることへの納得は各段階でどういう状況ですか。

◎坂本高等学校課企画監 教育委員協議会、それから別の非公式の場を通じまして、たびたび議論を重ねてきております。それで、別案を示させていただきまして、高知南中学校での教育のあり方、入学の仕方、それから卒業の仕方などを御説明させていただきまして、高知西高校に併設中学校をつくるということについては、先ほど申しましたようにおおむね御了解をいただいておりますのではないかと認識しております。

◎塚地委員 今、大分持って回りましたね。私、そこが大事だと思うんです。そういう表現をしないといけない、まだ多分そういう段階だと思うんです。おおむね理解していただいているように考えるんだと思うんですけれど。現場で聞くと、余りそうでもないという声もやっぱり聞こえてくるので、まだもう1回話し合いはされることになっているんですかね。

◎坂本高等学校課企画監 先ほどお話がありましたように、当初台風がなければ、もう一度持つことになっておりましたが、延期しておりますので、もう1回持たせていただきます。その公式の場もございますし、先ほど言いました、高知南中学校での進学に向けた対策ですとか、そういったこともよりわかりやすく、それから新しく、高知西高校での目指す姿も、今お示しさせていただいております以上によりわかりやすい資料でこういった高知西高校を目指すんだという御説明をする予定になっております。そういったことを重ねながら、両校に御理解いただけますよう丁寧に進めていきたいと思っております。

◎塚地委員 先ほど、施設整備のことは一定計画が決まってからというお話もありましたけれども、やっぱり教育環境は、今後の方向を決める上では一定重要な柱ですので、そこはそれなりに説明できるものを持ち込むのがこちら側の姿勢じゃないかと思うんですけれど、そこはどうですか。

◎坂本高等学校課企画監 できるだけ具体的には御説明したいとは思っておりますが、何分財政的な面との兼ね合いもございますので、できるだけ御要望としてはお聞きした上で、ハード整備につきましては御理解いただいた後に、いろいろ御意見をお聞きしながら整備を進めていくようにしたいとは思っております。その辺に向けた、まずは統合に両校に納得いただくというところで努力させていただいております。

◎塚地委員 やっぱり統合に納得いくのは教育条件が絶対つきものなんで、そこは余り分けて考えられる状態ではないと思うんで、丁寧にやっていただかないといけないと思うんです。今回のこの話は、ことしの1月に出てきた話で、そんなに長い間ずるずる引っ張っている状態でも、1つの歴史ある学校を閉じる、新しく学校をつくるという議論の中で言うと、ずるずる延びている状況じゃないと思うし、皆さんがまだ聞きたい、もうちょっと納得したいと思うのも当然の気持ちだなと思うので、先ほど来年の進学に間に合う、選択肢に間に合うようにみたいなお話があつてますけれども、検討の中に入れられるようにという話はあるけれども、そこをかつつけにしまうと、結局そうだったじゃないですか

という話になるんで、そこは、今頑張ってやっていただいている丁寧なお話し合いをぜひ継続していただきたいなとお願いしておきます。

◎明神委員長 ほかにないですか。

(な し)

◎明神委員長 それでは、質疑をこれで終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(13時21分閉会)